

(特別監察の趣旨・実施手順等関係)

補足資料1 佐賀県警察における対象職員による鑑定の実施状況に係る調査

佐賀県警察における調査方法

- 佐賀県警察においては、対象職員が単独で行った鑑定643件（DNA型鑑定632件、その他の鑑定11件）について、
 - ・ワークシート（鑑定の日時等の経緯を記載した書類）
 - ・鑑定時に撮影した鑑定資料の写真・写真データ
 - ・定量機器に保存されていた定量データ
 - ・電気泳動機器に保存されていた電気泳動データ
 - ・解析機器に保存されていた解析データを確認し、ワークシートの記載内容と各データが整合しているかどうかを確認することなどにより、対象職員による不適切な取扱いについて調査。
- 対象職員による鑑定後の残余資料が保管されていた鑑定124件（DNA型鑑定123件、その他の鑑定1件）について、対象職員以外の佐賀県警察科学捜査研究所の職員が改めて残余資料の鑑定を実施し、対象職員による鑑定結果と比較することにより、対象職員による不適切な取扱いについて調査。

佐賀県警察における調査結果

- 佐賀県警察においては、上記調査の結果、対象職員が単独で行った鑑定のうち130件について、それぞれ下記の不適切な取扱いがあったことを確認したとして公表。

【佐賀県警察が認定した不適切な取扱い】

- ① 検査の実施を装い、「DNA型は検出されなかった。」などとしたもの 9件
- ② 鑑定作業の終了後、余った資料を紛失し、本来のものとは異なる資料を返還 4件
- ③ 鑑定作業の終了後、決裁を上げる際に、実際の作業日を別の日付に書き換えたもの 62件
- ④ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、数値や日付を書き換えたもの 7件
- ⑤ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、波形を組み合わせたもの 37件
- ⑥-1 対象職員の鑑定では、DNA型は検出されなかったもの（再鑑定により一部検出） 6件
- ⑥-2 資料の管理がずさんで、その付属物を紛失したもの 1件
- ⑥-3 DNA型鑑定を実施する必要がないにもかかわらず、鑑定資料の一部を使ってしまったもの 1件
- ⑥-4 「DNA型は検出されなかった」との結果を得たにもかかわらず、警察署に回答していなかったもの 3件

※ 1件の鑑定において複数の不適切な取扱いが確認されていたものについては、より上位の不適切な取扱いにおいて1件を計上している。

(特別監察の趣旨・実施手順等関係)

補足資料2 特別監察における対象職員による鑑定に係る確認手順

- 下記の確認手順により対象職員の決裁文書に添付されている写真、定量結果及び電気泳動結果を印刷した資料と鑑定機器等に保存されている電子データを比較することなどにより、不適切な取扱いの有無の確認を行った。なお、本確認手順については、外部有識者である玉木京都大学名誉教授・青木名古屋市立大学名誉教授から意見聴取した上で策定した。

【対象職員によるDNA型鑑定に係る確認手順】

◇対象職員が作成等したものの確認

▷写真

- ・ 外観検査時に撮影された鑑定資料の写真と警察署等に返還する前に撮影された残余資料の写真を比較
- ・ ワークシートの記載（鑑定資料の形状、鑑定資料の切り出し部分等）と写真に整合しない点がないかを確認

▷写真データ

- ・ 決裁に使用された写真の基となった写真データの特定
- ・ ワークシートの記載（外観検査日、鑑定資料の形状等）と写真データの撮影日時に整合しない点がないかを確認

▷定量データ

- ・ 決裁に使用された定量結果印刷資料の基となった定量データの特定
- ・ 決裁に使用された定量結果印刷資料と特定した定量データに整合しない点がないかを確認
- ・ ワークシートの記載（定量日等）と特定した定量データの定量日等に整合しない点がないかを確認
- ・ 一つの鑑定資料について、複数の定量データが確認された場合には、適切なデータを採用しているか、採用したデータに改変が行われていないかなどを確認

▷電気泳動データ及び解析データ

- ・ 決裁に使用された電気泳動データの解析結果印刷資料の基となった電気泳動データ及び解析データの特定
- ・ 決裁に使用された電気泳動データの解析結果印刷資料と特定した電気泳動データ及び解析データに整合しない点がないかを確認
- ・ ワークシートの記載（電気泳動日）と特定した電気泳動データの電気泳動日に整合しない点がないかを確認
- ・ 特定した電気泳動データ及び解析データについて、他の電気泳動データを、名称を変更するなどして使用していないか、電気泳動結果解析ソフトの解析条件の設定を変更していないかなどを確認

▷ワークシート

- ・ ワークシートの記載内容に不適切な取扱いが認められるものがないかを確認

▷DNA型検査結果表

- ・ DNA型検査結果表の記載内容が解析データと整合しているかなどを確認

◇再鑑定結果の確認

- ・ 再鑑定結果について、上記の確認を実施
- ・ 対象職員による鑑定と再鑑定について、それぞれの写真、写真データ、定量データ、電気泳動データ及び解析データを比較

◇佐賀県警察職員への確認

- ・ 佐賀県警察における調査や再鑑定に従事した職員に、不適切な取扱いを認定した経緯等について確認

(特別監察の趣旨・実施手順等関係)

補足資料2 特別監察における対象職員による鑑定に係る確認手順

【DNA型鑑定以外の対象職員による鑑定に係る確認手順】

◇対象職員が作成等したものの確認

▷写真

- ・ 鑑定時に撮影された写真とワークシートの記載に整合しない点がないかを確認

▷ワークシート

- ・ ワークシートの記載内容に不適切な取扱いが認められるものがないかを確認

◇再鑑定結果の確認

- ・ 再鑑定結果について、上記の確認を実施
- ・ 対象職員による鑑定と再鑑定について、それぞれの結果を比較

(第1-1関係) 補足資料3 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の流れ等

佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の流れ

対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年7月から令和6年10月）における佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の流れは次のとおり。

- ・ 鑑定嘱託所属（警察署等）から、鑑定嘱託書及び鑑定資料を受け付ける。
- ↓
- ・ 科学捜査研究所長まで、鑑定嘱託書の決裁を行い、DNA型鑑定を行う担当者（※）を決定する。
- ↓
- ・ 担当者において作業（外観検査等～DNA抽出～DNA定量～DNA増幅～電気泳動～DNA解析）を実施する。
- ↓
- ・ 担当者が鑑定結果について上位の役職の者の決裁を受ける。
- ↓
- ・ 担当者が鑑定嘱託所属に鑑定結果を回答する。
- ↓
- ・ 鑑定嘱託所属に鑑定資料の残余を返還する（鑑定資料を全量消費していない場合に限る。）。

※ 鑑定資料が被疑者の口腔内細胞等である場合には2名の場合がある。

佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定資料の管理状況

対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年7月から令和6年10月）における佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定に係る鑑定資料の管理状況は次のとおり。

- 警察署等からの鑑定資料の受付～鑑定作業の開始
 - ・ 組織的に冷凍庫又は低温庫で保管
- 鑑定作業開始～警察署等への返還
 - ・ 担当者が個人保管（キャビネット、冷凍庫、低温庫又は作業台上で保管）

(第1-1関係) 補足資料3 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の流れ等

佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定機器の配備状況

対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年7月から令和6年10月）における佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定機器の配備状況は次のとおり。

- 定量機器
 - 平成27年7月～令和6年4月 6台 (SmartCycler II 3台、Qubit Fluorometer 3台)
 - 令和6年5月～令和6年10月 8台 (SmartCycler II 3台、Qubit Fluorometer 3台、QuantStudio5 リアルタイムPCRシステム 2台)
- 電気泳動機器
 - 平成27年7月～平成31年4月 3台 (Applied Biosystems 3130xl ジェネティックアナライザ 3台)
 - 令和元年5月～令和元年11月 4台 (Applied Biosystems 3130xl ジェネティックアナライザ 3台、Applied Biosystems 3500xL ジェネティックアナライザ 1台)
 - 令和元年12月～令和2年10月 1台 (Applied Biosystems 3500xL ジェネティックアナライザ 1台)
 - 令和2年11月～令和6年10月 2台 (Applied Biosystems 3500xL ジェネティックアナライザ 2台)
- 解析機器
 - 平成27年7月～平成30年6月 3台 (GeneMapper ID-X v1.1 2台、GeneMapper ID-X v1.4 1台)
 - 平成30年7月～令和2年10月 5台 (GeneMapper ID-X v1.4 5台)
 - 令和2年11月～令和6年10月 6台 (GeneMapper ID-X v1.4 5台、GeneMapper ID-X v1.6 1台)

(第1-2関係) 補足資料4 特別監察において確認した不適切な取扱い一覧

特別監察において確認された不適切な取扱いについて、佐賀県警察において確認されたものと同様のもの、特別監察で新たに確認されたものの順番に整理すると、以下のとおりである。

9 (0)	[1]	【当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施】 鑑定資料が切り取られていないにもかかわらず、当該鑑定資料を使用して検査をしたように装ったもの
4 (0)	[2]	【鑑定残余資料の紛失・偽装】 鑑定後の残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装ったもの
133 (56)	[3]	【ワークシートの不適切な記載】 ワークシートに事実と異なる記載をしたもの
42 (12)	[4]	【定量日時等の不適切な変更】 定量結果資料の作成に当たり、定量日時やコントロールの定量結果の数値等を変更していたもの
139 (58)	[5]	【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】 電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に組み合わせて使用していたもの
2 (0)	[6]-1	【予備検査の不十分な実施】 対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員による予備検査が不十分であったもの
1 (0)	[6]-2	【鑑定資料の付属品の紛失】 鑑定囑託を受けた際に鑑定資料に付属していたものを紛失したもの
1 (0)	[6]-3	【鑑定資料の不適切な切り取り】 ワークシートに記載せずに鑑定資料の一部を切り取り、その後の検査を行っていなかったもの
3 (0)	[6]-4	【鑑定結果の回答漏れ】 鑑定結果を鑑定囑託を受けた所属に回答していなかったもの
2 (0)	[7]-①	【鑑定資料の取り換え】 複数の鑑定資料をまとめて囑託されたDNA型鑑定において、鑑定作業の途中で鑑定資料を取り換えていたもの
5 (1)	[7]-②	【電気泳動の不実施】 定量後、引き続き行うべき検査を行っていなかったもの
4 (0)	[7]-③	【別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用】 鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたもの
7 (1)	[7]-④	【別の鑑定資料の電気泳動データの使用】 鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの
1 (0)	[7]-⑤	【DNA型の不適切な判定】 電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、より多い座位数の検出を回答することができたもの
9 (9)	[7]-⑥	【DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更】 電気泳動データの解析に必要な指標を得るための試薬（サイズマーカー）の解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で変更し、解析を行ったもの
1 (0)	[7]-⑦	【本来は使用しない電気泳動データの使用】 当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動をしたアレリックラダーに検査不良が認められたため、本来使用しない当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、決裁用の解析結果資料を作成したもの
1 (0)	[7]-⑧	【コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用】 鑑定資料から「DNA型不検出」との結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用し、決裁用の解析結果資料を作成したもの
1 (1)	[7]-⑨	【電気泳動の不適切な実施】 本来、当該鑑定資料のDNA抽出液から別々に作成したDNA増幅液2種類に、それぞれ電気泳動を実施すべきところ、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回実施し、それらの結果を使用して、DNA型判定を行っていたもの
8 (3)	[7]-⑩	【解析結果資料の印刷日時の変更】 事実と異なる印刷日時を表示した電気泳動データの解析結果資料を作成したもの
3 (0)	[7]-⑪	【ワークシートの未作成】 ワークシートの作成が確認できなかったもの

※ 1件の鑑定において複数の不適切な取扱いが認められたものがある。
 ※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数
 ※ [1]～[6]-4については、佐賀県警の調査で確認された不適切な取扱いと同様のものである。
 ※ [7]-①～[7]-⑪については、特別監察で新たに確認された不適切な取扱いである。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[1] 【当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施】

鑑定資料が切り取られていないにもかかわらず、当該鑑定資料を使用して検査をしたように装ったもの

該当する鑑定件数 9件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 9件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真・写真データ及びその他のデータ並びに再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認するなどした結果、9件の鑑定について、検査のために鑑定資料が切り取られておらず、当該資料を使用して検査をしたように装っていたことが確認された。
- なお、これら9件は、対象職員の鑑定結果においてDNA型が検出されなかったとされていたものであり、再鑑定においても、DNA型は検出されなかった。
- 9件のうち3件は対象職員によるDNA型鑑定以外の捜査により、既に被疑者が検挙されており、対象職員による鑑定により捜査への影響は生じていない。
残りの6件のうち1件（分類表番号A【1-2】25）は、DNA型鑑定以外の捜査で被疑者が既に判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない事案であり、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。
残りの5件は、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 特になし。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[2] 【鑑定残余資料の紛失・偽装】

鑑定後の残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装ったもの

該当する鑑定件数 4件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 4件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定資料返還時に撮影された鑑定資料の写真データ及び再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認するとともに、再鑑定を実施した職員から再鑑定時における残余資料とされていたものの形状等について聞き取りを行うなどした結果、4件の鑑定について、対象職員がDNA型鑑定のために鑑定資料の一部を切り取った後、残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装っていたことが確認された。
 - なお、残余資料を装った資料については、4件のうち2件については、鑑定嘱託を受けた所属に返還されており、残りの2件については、佐賀県警察科学捜査研究所内の対象職員が鑑定等を行う作業台において保管されていた。
 - この不適切な取扱いは、鑑定後の残余資料に対して行われるものであることから、対象職員による鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響するものではなく、また、偽装された残余資料の鑑定結果を捜査に使用しているものはないことから、本不適切な取扱いによる捜査等への影響が生じていることは確認されなかった。
- ◆佐賀県警察の認定との違い
- ・ 特になし。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[3] 【ワークシートの不適切な記載】

ワークシートに事実と異なる記載をしたもの

該当する鑑定件数 133件

うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中	77件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中	56件

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真・写真データ、定量データ、電気泳動データ及び解析データを確認するなどした結果、133件の鑑定に係るワークシートの下記の部分に事実と異なる記載が確認された。
- ワークシートに事実と異なる記載が確認された部分は、次のとおり。（※）
 - ・ 鑑定を開始した日
 - ・ 外観検査を実施した日
 - ・ 予備検査を実施した日
 - ・ DNA抽出を実施した日
 - ・ 定量を実施した日
 - ・ 電気泳動を実施した日
 - ・ 鑑定資料の切り出し箇所
- ※ ワークシートごとに、事実と異なっていた部分は異なる。
- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。
- ◆ 佐賀県警察の認定との違い
 - ・ 佐賀県警察では、各鑑定につき1つの不適切な取扱いを計上しており、1件の鑑定で複数の不適切な取扱いが認められるものについては、この類型の不適切な取扱いが計上されていない場合があった。
 - ・ 佐賀県警察の調査では、ワークシートに記載した作業の日付が事実と異なることが確認されていたが、このほかに、特別監察では、鑑定資料のどの部分を検査に使用するために切り出したかを示す記載に誤りがあることが確認された。
 - ・ 特別監察では、佐賀県警察が不適切な取扱いを認定していない対象職員による鑑定の中にも、同様の不適切な取扱いをしていたものが確認された。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[4] 【定量日時等の不適切な変更】

定量結果資料の作成に当たり、定量日時やコントロールの定量結果の数値等を変更していたもの

該当する鑑定件数 42件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 30件〕
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 12件〕

- 対象職員が作成したワークシート及び定量データを確認するなどした結果、42件の鑑定について、定量後の定量結果資料の作成に当たり、データや印刷した資料を加工することにより、定量日時やコントロールの定量結果の数値、定量データのファイル名が変更されていることが確認された。

なお、保存されていた各鑑定の本来の定量データを確認したところ、鑑定資料のDNA抽出液の定量結果（ヒトDNAの有無や含有量）自体を異ならせているものはなかった。

- 作成された定量結果資料において行われていた不適切な行為は、次のとおり。（※1）
 - ・ 定量日時を変更
 - ・ コントロールの定量結果の数値を変更
 - ・ 定量データのファイル名（※2）を変更

※1 複数の不適切な行為が行われていた場合があった。

※2 ファイル名中に定量実施時期が推認できる文字列が含まれていた。

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 佐賀県警察では、各鑑定につき1つの不適切な取扱いを計上しており、1件の鑑定で複数の不適切な取扱いが認められるものについては、この類型の不適切な取扱いが計上されていない場合があった。
- ・ 特別監察では、佐賀県警察が不適切な取扱いを認定していない対象職員による鑑定の中にも、同様の不適切な取扱いをしていたものが確認された。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[5] 【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に組み合わせで使用していたもの①

該当する鑑定件数 139件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 81件〕
〔対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 58件〕

- 対象職員が作成したワークシート及び電気泳動データを確認するなどした結果、139件の鑑定について、解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料の電気泳動データに、別の鑑定資料と共に電気泳動したコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを組み合わせる、陰性コントロールの電気泳動データとして抽出コントロールの電気泳動データを使用するなど、コントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に使用していたことが確認された。

なお、保存されていた各鑑定の電気泳動データを確認したところ、当該解析により判定されたDNA型自体には、電気泳動データを不適切に使用したことにより誤りが生じていることは確認されなかった。

- 解析結果資料の作成に当たり、不適切であった電気泳動データは次のとおり。（※1）
- ・ 陽性コントロール（※2）の電気泳動データ
 - ・ 陰性コントロール（※3）の電気泳動データ
 - ・ 抽出コントロール（※4）の電気泳動データ
 - ・ アレリックラダーの電気泳動データ

※1 複数の電気泳動データが不適切であった場合があった。

※2 コントロールのうち、検査機器が正常にDNAを検出することを確認するためのもの。特定のDNAが含まれている試薬

※3 コントロールのうち、検査機器や試薬がDNAで汚染されていないことを確認するためのもの。DNAを含まない水等

※4 コントロールのうち、DNA抽出から電気泳動までの作業過程がDNAで汚染されていないことを確認するためのもの。鑑定資料と同様にDNA抽出から電気泳動までの作業を行ったDNAを含まない溶液

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響しておらず、捜査に影響するものではない。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[5] 【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に組み合わせて使用していたもの②

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 佐賀県警察では、各鑑定につき1つの不適切な取扱いを計上しており、1件の鑑定で複数の不適切な取扱いが認められるものについては、この類型の不適切な取扱いが計上されていない場合があった。
- ・ 佐賀県警察で認定した不適切な取扱いがあったとされていたもの（決裁に使用されているコントロールやアレリックラダーの電気泳動データが発見されなかったことから、別の鑑定のものが使用されたとされていたもの）について、特別監察では、決裁に使用されたコントロールやアレリックラダーの電気泳動データの特定に至り、本来使用されるべき電気泳動データが使用され、適切に鑑定が実施されていたことが確認されたものがあった。
- ・ 特別監察では、佐賀県警察が不適切な取扱いを認定していない対象職員による鑑定の中にも、同様の不適切な取扱いをしていたものが確認された。
- ・ 陰性コントロールの電気泳動データとして抽出コントロールの電気泳動データを使用するといった不適切な取扱いを想定した確認が行われておらず、不適切な取扱いの発見に至っていないものがあった。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[6]-1 【予備検査の不十分な実施】

対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員による予備検査が不十分であったもの

該当する鑑定件数 2件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 2件〕
〔対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真・写真データ、定量データ、電気泳動データ、解析データ及び再鑑定結果を確認するなどした結果、再鑑定ではDNA型が検出されたが対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかった。
しかしながら、2件の鑑定については、再鑑定の結果を踏まえると、対象職員が丁寧に予備検査を行っていたら、DNA型の検出に至っていた可能性が認められ、対象職員による予備検査は不十分なものであった。
なお、2件のうち1件（分類表番号A【1-1①】11）は、犯人を検挙している事件に関する鑑定であったが、被害者供述や目撃者供述、自供により犯人性を立証しており、残り1件（分類表番号A【1-2】3）は、捜査中の事件に関する鑑定であったが、再鑑定で検出されたDNA型は、被疑者でないことが捜査により判明している人物と一致するものであり、捜査への影響は生じていない。
- 2件の予備検査の想定される不十分な点は次のとおり。
 - ・ 鑑定資料である綿棒に対し精液の付着の有無を確認する検査において、付着物を採取するためのポリエチレンろ紙に、鑑定資料が十分に圧着されていなかったことが想定される。（分類表番号A【1-1①】11）
 - ・ 鑑定資料であるタバコの吸い殻に対し唾液の付着の有無を確認する検査において、唾液を検出するための検査用ゲルに、鑑定資料が十分に接着されていなかったことが想定される。（分類表番号A【1-2】3）
- ◆佐賀県警察の認定との違い
 - ・ 佐賀県警察の調査では、上記2件のほか、再鑑定ではDNA型が検出されたが対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった4件について、この不適切な取扱いのある鑑定として計上していたが、特別監察において、これら4件については、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いやDNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いのほか、対象職員による予備検査が不十分であったといったことも確認されなかったことから、計上しなかった。なお、これら4件のうち3件（分類表番号A【1-1②】13、A【1-2】9、13）については、他の不適切な取扱いが行われていたことが確認された。

[6]-2 【鑑定資料の付属品の紛失】

鑑定嘱託を受けた際に鑑定資料に付属していたものを紛失したもの

該当する鑑定件数 1件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 1件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真データ、鑑定資料返還時に撮影された鑑定資料の写真データ及び再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認するなどした結果、鑑定資料の付属物（鑑定嘱託を受けた際に鑑定資料を包んでいたティッシュペーパー）を紛失し、これを鑑定嘱託所属に返還していなかったことが確認された。

なお、紛失した付属物は、鑑定資料に係る事件とは関係のないものであり、その紛失が鑑定資料のDNA型鑑定に影響を与えるものではない。

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 特になし。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[6]-3 【鑑定資料の不適切な切り取り】

ワークシートに記載せずに鑑定資料の一部を切り取り、その後の検査を行っていないもの

該当する鑑定件数 1件

うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中	1件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中	0件

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真データ及び再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認した結果、ワークシートに記載せずに、予備検査後に鑑定資料の一部が切り取られていることが確認されていた。また、切り取られた鑑定資料の一部については、その後検査が行われていないことも確認された。

なお、当該鑑定資料は、予備検査で唾液の付着が認められておらず、DNAの検出が見込めないものであった。

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 特になし。

[6]-4 【鑑定結果の回答漏れ】

鑑定結果を鑑定嘱託を受けた所属に回答していなかったもの

該当する鑑定件数 3件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 3件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 検査機器に保存されているデータを確認した結果、
 - ・ 3件の鑑定のうち2件については、定量を実施し、DNA抽出液にDNAが含まれていないとの定量結果を得ていたこと
 - ・ 残りの1件については、電気泳動を実施し、DNA型が検出されていたことが確認されたが、いずれも鑑定嘱託所属に回答されていなかった。
- なお、DNA型が検出されていた1件（分類表番号A【1-3②】4）については、被害者のDNA型に一致するものであり、捜査への影響は生じていない。
- ◆佐賀県警察の認定との違い
 - ・ DNA型が検出されていたことが確認された1件の鑑定については、佐賀県警察の調査では該当する電気泳動データを発見できておらず、対象職員による鑑定でDNA型が検出されていたことは確認されていなかった。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-① 【鑑定資料の取り違い】

複数の鑑定資料をまとめて嘱託されたDNA型鑑定において、鑑定作業の途中で鑑定資料を取り違えていたもの

該当する鑑定件数 2件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 2件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 2件の鑑定のうち1件（分類表番号A【Ⅲ-1】4）については、1件の鑑定嘱託で8点の鑑定資料（いずれも同じ変死体の指を拭ったガーゼ片）のDNA型鑑定が嘱託されたものであったが、嘱託所属から受領した鑑定資料を撮影した写真とその後鑑定作業のためシャーレ上に置かれた鑑定資料の写真を比較した結果、シャーレに取り出した時点で2点の鑑定資料が取り違えられていることが確認された。

なお、取り違えられた2点からはいずれもDNAが検出されておらず、鑑定結果自体に影響は生じていなかった。

- 残りの1件（分類表番号A【Ⅰ-1②】14）については、1件の鑑定嘱託で4点の鑑定資料（いずれもタバコの吸い殻）のDNA型鑑定が嘱託されたものであったが、嘱託所属から受領した鑑定資料を撮影した写真、鑑定資料の切り出し部分が記載されたワークシート、嘱託所属に返還する残余資料を撮影した写真を確認した結果、検査に使用する部分を鑑定資料から切り出した後に、残余資料2点を取り違えられていることが確認された。

なお、検査に使用する部分を切り出し後の残余資料の取り違いであることから、切り出した鑑定資料の鑑定結果自体に影響は生じていなかった。

- 2件の鑑定はいずれも鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響は生じておらず、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ シャーレに取り出した時点で取り違えられていた1件については、[3]に当たる不適切な取扱いを認定し、不適切な取扱いのあった鑑定として計上していたことから、別途認定していなかったもの。
- ・ 残り1件については、写真確認時に、鑑定資料の一部の切り出しを行った後の残余資料の取り違いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-② 【電気泳動の不実施】

定量後、引き続き行うべき検査を行っていなかったもの

該当する鑑定件数 5件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 4件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 1件〕

○ ワークシートに、DNA抽出液にヒトDNAが含まれていなかったとする定量結果が添付され、その後の検査を行っていない5件の鑑定について、定量機器に保存されていた定量データを確認したところ、同じ鑑定資料のDNA抽出液について複数回定量が行われており、ワークシートに添付していない定量結果では、ヒトDNAが含まれているとする定量結果が出ていたことが確認され、当該DNA抽出液を使用してその後の検査を行うべきであったことが確認された。

○ なお、5件のうち2件（分類表番号A【1-1②】1、12）は、遺留品からの聞き込みや自供により、既に被疑者が検挙されており、当該鑑定の影響は認められなかった。

残り3件のうち1件（分類表番号A【1-2】17）については、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が定量後の検査を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

残りの2件（分類表番号A【1-3②】1、B【1-3①】1）については、対象職員が定量後の検査を行った場合にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 5件のうち4件については、[3]又は[4]に当たる不適切な取扱いを認定し、不適切な取扱いのあった鑑定として計上していたことから、別途認定していなかったもの。
- ・ 残りの1件については、ヒトDNAが含まれているとする定量結果が出ていた定量データを発見できず、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-③ 【別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用】

鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたもの①

該当する鑑定件数 4件

- 〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 4件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕
- 4件の鑑定のうち2件については、電気泳動データを確認したところ、本来検査すべき鑑定資料のDNA抽出液ではなく、同じ案件で別に鑑定囑託されていた鑑定資料のDNA抽出液が検査に使用されていたものと認められた。
 - ・ 鑑定資料（殺人未遂事件の被疑者の着衣を拭った綿棒）のDNA抽出液として、別の鑑定資料（当該事件の同じ被疑者が使用した包丁を拭った綿棒3点及びガーゼ片1点並びに当該事件の現場を拭ったガーゼ片1点）のいずれかのDNA抽出液をDNA増幅し、得られたDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【I-1①】13）
なお、犯行現場において犯人を逮捕した事案であり、目撃者供述もあることから、捜査への影響は生じていない。
 - ・ 鑑定資料（身元確認のため死体から採取した爪）のDNA抽出液として、別の鑑定資料（当該死体の親族の口腔内細胞）のDNA抽出液をDNA増幅し、得られたDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【IV】18）
なお、死体の発見場所、死体の所持品等を踏まえ身元の確認を行っており、また、死体の爪の再鑑定結果を確認した結果、「死体を別人と間違えた」といった取扱いは生じていない。
 - 残りの2件のうち1件については、電気泳動データを確認したところ、本来検査すべき鑑定資料のDNA増幅液ではなく、同じ案件で別に鑑定囑託されていた鑑定資料のDNA増幅液が検査に使用されていたものと認められた。
 - ・ 鑑定資料（身元確認のため死体から採取した爪）のDNA増幅液として、別の鑑定資料（当該死体が発見された家で採取したタバコの吸い殻）のDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【IV】11）
なお、死体の発見場所、親族からの聞き取り等を踏まえ身元の確認を行っており、また、機器に残されていた本来の鑑定資料（死体の爪）のDNA増幅液を電気泳動したものと認められるデータを確認した結果、「死体を別人と間違えた」といった取扱いは生じていない。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-③ 【別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用】

鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたもの②

- 残りの1件については、電気泳動データを確認したところ、本来検査すべき鑑定資料のDNA増幅液ではなく、同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料のDNA増幅液が検査に使用されていたものと認められた。
 - ・ 鑑定資料（変死体の指を拭ったガーゼ片）のDNA増幅液として、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ変死体の指を拭ったガーゼ片）のDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【Ⅲ-1】4）

なお、死体見分や環境調査、現場調査、遺書、親族からの聞き取りから総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。

- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
 - ・ 検出したとされたDNA型が、鑑定資料からの検出が想定し得るものであったことから、不適切な取扱いの認定に至らなかったもの。

（第1-2関係）補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-④ 【別の鑑定資料の電気泳動データの使用】

鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの①

該当する鑑定件数 7件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 6件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 1件〕

○ 7件の鑑定のうち5件については、電気泳動データを確認したところ、鑑定資料の電気泳動データとして、同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料の電気泳動データが、サンプル名（※）を変更した上で、決裁に使用されていたことが確認された。

- ・ 鑑定資料（被害現場の寝具を拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ被害現場の寝具を拭った別のガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【I-1①】4）
なお、SNSや防犯カメラ、被疑者携帯捜査、被害者供述により犯人性が立証されており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（被害現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ被害現場の血痕のようなものを拭った別のガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【I-1②】4）
なお、保存されていた本来の鑑定資料の電気泳動データとサンプル名を変更して使用されていた当該別の鑑定資料の電気泳動データを確認した結果いずれも被害者のDNA型を示すものであり、また、被疑者の自供により犯人性が立証されており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（変死体の指を拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ変死体の指を拭った別のガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【III-1】4）
なお、死体見分や環境調査、現場調査、遺書、親族からの聞き取りから総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。

※ 電気泳動時に各試料を区別するために付けられた名称

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-④ 【別の鑑定資料の電気泳動データの使用】

鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの②

- ・ 鑑定資料（変死体の発見現場から採取した微物）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ変死体の発見現場にあった食器を拭ったガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅲ-1】9）
なお、死体見分や環境調査、現場調査、薬毒物検査から総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（被疑者方にあった吸い殻）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ被疑者方にあった別の吸い殻）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号B【Ⅰ-1②】4）
なお、押収した大麻や被疑者の自供により犯人性が立証されており、捜査への影響は生じていない。

○ 残りの2件については、電気泳動データを確認したところ、鑑定資料の電気泳動データとして、同じ案件で別に鑑定嘱託されていた鑑定資料の電気泳動データが、サンプル名を変更した上で、決裁に使用されていたことが確認された。

- ・ 鑑定資料（当該変死体の発見現場にあった食器を拭ったガーゼ片及び薬品の容器を拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、別の鑑定資料（当該変死体から採取した爪）の電気泳動データを、それぞれサンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅲ-1】7）
なお、死体見分や環境調査、現場調査、指紋、遺書から総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（変死体から採取した爪）の電気泳動データとして、別の鑑定資料（当該変死体の親族の口腔内細胞）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅲ-2】5）
なお、死体見分や環境調査、現場調査から総合的に事件性の判断や身元の確認が行われており、事件性のない死体であることが明らかとなっており、また、「死体を別人と間違えた」といった取扱いは生じていない。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 検出したとされたDNA型が鑑定資料から検出されることが想定し得るものであり、サンプル名の設定誤りを訂正したものと解して、不適切な取扱いの認定に至らなかったもの。

[7]-⑤ 【DNA型の不適切な判定】

電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、より多い座位数の検出を回答することができたもの

該当する鑑定件数 1件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 1件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 一つの鑑定資料について、複数回実施されていた電気泳動結果を解析したところ、電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、決裁書類において検出が認められたとしていた座位数（3座位）よりも多い座位数（24座位）を鑑定嘱託所属に回答することができたことが確認された。
- なお、当該鑑定資料は、被害現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片であり、検出されたDNA型は被害者のものであったことから、鑑定嘱託所属に回答する座位数の違いは捜査に影響するものではなかった。
(分類表番号A【1-1①】7)
- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
 - ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

（第1-2関係）補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑥ 【DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更】

電気泳動データの解析に必要な指標を得るための試薬（サイズマーカー）の解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で変更し、解析を行ったもの

該当する鑑定件数 9件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 0件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 9件〕

- 電気泳動は、電気泳動結果の解析時に必要となる指標を得るため、DNA増幅液にサイズマーカーと呼ばれる試薬を加えて行うが、サイズマーカーを解析機器が正しく認識しなかった電気泳動はやり直す必要がある。

しかし、電気泳動データ及び解析データを確認したところ、9件の鑑定では、解析機器がサイズマーカーを一部正しく認識せず、再検査が必要な電気泳動データを、電気泳動結果解析ソフトの解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で一部変更することにより、そのまま使用して解析を行っていたことが確認された。

- なお、9件の鑑定は、当該解析により判定されたDNA型自体に、当該解析条件の変更によって誤りが生じているものは確認されず、捜査に影響するものではなかった。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑦ 【本来は使用しない電気泳動データの使用】

当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動をしたアレリックラダーに検査不良が認められたため、本来使用しない当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、決裁用の解析結果資料を作成したもの

該当する鑑定件数 1件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 1件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 一つの鑑定資料について、当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動したアレリックラダーに電気泳動結果の不良が認められた(※)ため、本来、当該アレリックラダーと同時に電気泳動した当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、鑑定資料のDNA型は判定すべきではなかったところ、別のアレリックラダーを使用してDNA型を判定し、決裁用の解析結果資料を作成していたことが確認された。

※ 解析機器において、アレリックラダーの電気泳動結果の品質に問題があるとの注意喚起が表示されていたもの。

- なお、当該鑑定資料の別の電気泳動データを確認した結果、当該解析により判定されたDNA型自体には、誤りが生じていることは確認されず、死体の身元確認に影響するものではなかった。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑧ 【コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用】

鑑定資料から「DNA型不検出」との結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用し、決裁用の解析結果資料を作成したもの

該当する鑑定件数 1件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 1件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 1件の鑑定について、ワークシート及び電気泳動データを確認したところ、鑑定資料の電気泳動によって、当該鑑定資料からDNA型が検出されなかったことを示す結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データをサンプル名を変更した上で解析した解析結果資料を作成し、当該解析結果資料を鑑定資料の電気泳動データの解析結果資料として決裁に使用していることが確認された。
 - なお、鑑定資料からDNA型が検出されなかったという鑑定結果自体に変更を生じさせるものではなく、捜査に影響するものではなかった。
- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
- ・ 鑑定資料の電気泳動データとしてコントロールの電気泳動データを使用するこうした不適切な取扱いを想定した確認が行われておらず、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑨ 【電気泳動の不適切な実施】

本来、当該鑑定資料のDNA抽出液から別々に作成したDNA増幅液2種類に、それぞれ電気泳動を実施すべきところ、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回実施し、それらの結果を使用して、DNA型判定を行っていたもの

該当する鑑定件数 1件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 0件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 1件〕

○ DNA型鑑定は、一つの鑑定資料から作成したDNA抽出液に対して、DNA増幅を別に行ったDNA増幅液を2種類以上作成した上で、そのうち2種類の電気泳動結果を使用して、いずれのDNA増幅液の電気泳動でも検出されたDNA型のみを、当該鑑定で検出されたDNA型として判定し、回答することとなっている。

しかし、1件の鑑定では、上記のとおりDNA増幅を別に行った2種類のDNA増幅液の電気泳動結果とされているものを確認したところ、実際は、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回行い、それらの結果を使用していたものと認められた。

○ なお、この鑑定に関する事件は、ドライブレコーダー、目撃者供述及び自供により被疑者が特定されており、当該鑑定結果により捜査への影響は生じていない。（分類表番号B【1-1①】3）

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑩ 【解析結果資料の印刷日時の変更】

事実と異なる印刷日時を表示した電気泳動データの解析結果資料を作成したもの

該当する鑑定件数 8件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 5件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 3件〕

- 8件の鑑定について、電気泳動データを確認したところ、決裁に使用された当該電気泳動データの解析結果資料の印刷日時が、実際に電気泳動を行った日時よりも前の日時となっており、当該電気泳動データの解析結果資料は事実と異なる日時を表示させて作成したものであり、ワークシートにも当該電気泳動データの解析結果資料に表示された日時と一致する日が記載されていたことが確認された。
 - なお、資料の印刷日時を異ならせているものであり、鑑定結果自体に変更を生じさせたものではない。
 - 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。
- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
- ・ 電気泳動データから確認した電気泳動実施日時と、ワークシートに添付された電気泳動データの解析結果資料に表示されている電気泳動実施日時とを比較することまでは行われておらず、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑪ 【ワークシートの未作成】

ワークシートの作成が確認できなかったもの

該当する鑑定件数 3件

(うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)中 3件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定(502件)中 0件)

- ワークシートは、鑑定の推移に応じてその都度記載していくものであり、鑑定作業が開始されている場合には必ず作成されているはずものであるが、3件の鑑定については鑑定作業が開始されているにもかかわらずワークシートが作成されていることが確認できなかった。
 - なお、これら3件は、[6]-4の不適切な取扱いがあった3件と同一である。
 - 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。
- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
- ・ 佐賀県警察では、[6]-4に当たる不適切な取扱いを認定し、不適切な取扱いのあった鑑定として計上していたことから、別途認定していなかった。

(第1 - 2 関係)

補足資料6 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の分類表

DNA型鑑定	130 件
犯罪捜査目的	101 件
Ⅰ 犯人を特定し、検挙するための鑑定	72 件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定	38 件
① 鑑定結果を送致しているもの	21 件
② 鑑定結果を送致していないもの	17 件
2 捜査中の事件に関する鑑定	25 件
3 時効が成立している事件に関する鑑定	9 件
① 鑑定結果を送致しているもの	3 件
② 鑑定結果を送致していないもの	6 件
Ⅱ 被害者のDNA型を確認するための鑑定 (※ 鑑定結果は送致している)	1 件
Ⅲ 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定	28 件
1 事件性を判断するためのもの	21 件
2 身元の確認を行うためのもの	7 件
犯罪捜査目的以外	29 件
Ⅳ 死体の身元を確認するための鑑定	19 件
Ⅴ 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定	10 件

(注) 1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件として計上しており、1事件で複数の鑑定を行ったものがある。

○ **特別監察において確認された不適切な取扱いについて【補足】**

特別監察において確認した不適切な取扱い一覧のうち、「特別監察による確認結果：不適切類型」の欄には、「(第1-2関係)補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細」に記載した20種類の番号をそれぞれ類型として記載している。

また、このうち、[3]、[4]、[5]については、以下の具体的に確認された不適切な取扱いに応じた記号を付している。

[3]【ワークシートの不適切な記載】

ワークシートに事実と異なる記載が確認された部分

- (a) 鑑定を開始した日
- (b) 外観検査を実施した日
- (c) 予備検査を実施した日
- (d) DNA抽出を実施した日
- (e) 定量を実施した日
- (f) 電気泳動を実施した日
- (g) 鑑定資料の切り出し箇所

[4]【定量日時等の不適切な変更】

作成された定量結果資料において行われていた不適切な行為

- (a) 定量日時を変更
- (b) コントロールの定量結果の数値を変更
- (c) 定量データのファイル名を変更

[5]【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

解析結果資料の作成に当たり、不適切であった電気泳動データ

- (a) 陽性コントロールの電気泳動データ
- (b) 陰性コントロールの電気泳動データ
- (c) 抽出コントロールの電気泳動データ
- (d) アレリックラダーの電気泳動データ

A 【1-1 ① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：21件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】佐賀県警察による不適切類型
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金在中の箱を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				[3] (a,b,c,d)		③
2	業務上過失致死事件	被疑者は、業務上の過失により、被害者に傷害を負わせ、死亡させたものである。			目撃者供述、自供	被害者親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
3						被害者親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,c,d)		③
4	準強制性交等事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し性交を行ったものである。	○		SNS、防犯カメラ、被疑者携帯捜査、被害者供述	被害現場の寝具を拭ったガーゼ片【5点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-④ [7]-⑩	・うち3点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
5	福岡県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、公共交通機関の車内において、被害者の身体を撫でるなどしたものである。	○		車内カメラ、参考人供述、自供	公共交通機関の車内座面から採取した微物【2点】 被害者の着衣から採取した微物【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (f)	・公共交通機関の車内座面のうち、1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
6	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、会社事務所に侵入し、事務所内の物品を窃取したものである。			盗品捜査、防犯カメラ、指紋、自供	事務所内の物品を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○		[3] (f) [5] (b)		③
7	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。			参考人供述、自供	現場の血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (d) [5] (b,c) [7]-⑤		⑤
8	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。			SNS、被害者供述	被害部位を拭ったティッシュ	なし（紛失）	○	○			[2] [3] (a,b,c,f) [5] (a,b,d)		②
9	ストーカー規制法違反事件	被疑者は、ベランダ等にごみ等を投棄したものである。	○		防犯カメラ、被害者供述	現場に遺留されたごみ等を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[3] (f)	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
10	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利目的で大麻草を栽培したものである。			捜索差押、警察官の目撃、自供	捜索差押現場における血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[1] [3] (a,b)		①
11	不同意性交等事件	被疑者は、被害者が16歳未満であることを知りながら、同人と性交したものである。			被害者供述、目撃者供述、自供	被害者の身体を拭った綿棒【2点】	あり	○	※（注3）	○	○	[6]-1		⑥-1
12	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を包丁で複数回切り付けるなどしたが、切創の傷害を負わせたにとどまったものである。	○		犯行現場において逮捕、目撃者供述	包丁を拭った綿棒【3点】及びガーゼ片【1点】 現場を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,f) [5] (a,b,d) [7]-⑩	・うち3点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
13			○			被疑者の着衣を拭った綿棒【2点】	あり	○	○	○	○	○	[3] (f) [5] (b) [7]-③	
14	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、押収した覚醒剤、被疑者の尿の鑑定、犯行現場において逮捕	斑痕ようのものが付着したティッシュ【3点】	あり	○	○			[3] (a,b,f)		③
15	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜索差押、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【6点】 リキッドタンクを拭ったガーゼ片【4点】 喫煙器具を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b)	・チャック付きポリ袋のうち2点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
16			○			リュックサックから採取した微物【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,f) [5] (a,b)		③
17	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。	○		防犯カメラ、被害者供述、自供	被害品に付着した微物	あり	○	○	○	○	[3] (a,b) [5] (a,b,c)		⑤
18	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		防犯カメラ、被疑者携帯捜査、参考人供述	リキッドタンクを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,f) [5] (a,b)		③
19	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		ドライブレコーダー	喫煙器具を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,f) [5] (a,b)		③
20	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○		本件犯行時に併せて窃取した被害品を所持、自供	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[4] (b) [5] (c)		④
21	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。	○		防犯カメラ、被害者供述	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,b) [5] (a,d)		③

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 本来の鑑定資料を使用した検査データが確認されなかったもの

(注3) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

A 【1-1 ② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：17件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真的有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、商品を窃取したものである。			遺留品からの聞き込み、自供	現場に遺留された衣類から採取した微物	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [4] (a) [7]-②		③
2	器物損壊事件	被疑者は、窓ガラスを破壊したものである。			自供	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,c,d)		③
3	器物損壊事件	被疑者は、被害者管理にかかる建造物の一部を損壊させたものである。	○		防犯カメラ、車両照会、参考人供述、自供	現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,d)	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
4	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。			自供	現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片【16点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,c,d) [7]-④		③
5	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、倉庫内に侵入し、物品を窃取したものである。			自供	被害品を拭ったガーゼ片【6点】	あり	○	○			[6]-4 [7]-⑩		⑥-4
6	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。			防犯カメラ	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[4] (a) [5] (a)		④
7	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。			自供	現場に設置されたライトを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[1] [3] (a,b)		①
8	窃盗事件	被疑者は、商店において、商品を窃取したものである。			防犯カメラ、自供	被害品を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○		[5] (c)		⑤
9	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。			足跡、自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (f) [5] (a)		③
10	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。	○		指紋、防犯カメラ、自供	さい銭箱から採取した微物	あり	○	○	○		[3] (a,b,f)		③
11	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、被疑者の尿の鑑定	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b) [5] (a)		③
12	窃盗事件	被疑者は、資材置き場から、物品を窃取したものである。			自供	現場に遺留された手袋から採取した微物【2点】	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c) [7]-②		③
13	大麻取締法違反事件	被疑者は、営利の目的で、大麻を所持したものである。			捜索差押、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【6点】	あり	○	○	○		[3] (a,b)		⑥-1
14	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	被疑車両から捨てられたタバコの吸い殻【4点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,f) [4] (a) [5] (b) [7]-①	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出	③
15	窃盗事件	被疑者は、自動車内から、金品を窃取したものである。			職務質問時に被害品所持、自供	被害車両に遺留されたブロックを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[1] [3] (a,b)		①
16	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。			防犯カメラ、車両捜査、捜索差押、自供	被害品から採取した微物【2点】	あり	○	○	○	○	※（注3）		⑥-1
17	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、下着を窃取したものである。	○		ドライブレコーダー、足跡、犯行直前現場付近の警察官の目撃、被害者供述	被害品から採取した微物	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,b,c) [5] (c)		③

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 本来の鑑定資料を使用した検査データが確認されなかったもの

（注3） 特別監察において、不適切な取扱いが確認されなかったもの

A 【1-2 捜査中の事件に関する鑑定（25件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真的有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	窃盗事件	被疑者は、会社事務所に侵入し、物品を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[4] (a)		④
2	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。	○	現場に遺留されたガム	あり	○	○	○	○	[6]-2	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑥-2
3	非現住建造物等放火事件	被疑者は、建物の手すりや床等を焼損させたものである。		現場付近に遺留されたタバコの吸い殻【11点】	あり	○	※（注2）	○	○	[3] (a,b) [6]-1	・再鑑定において、鑑定資料のうち1点から参考人のDNA型を検出	⑥-1
4	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1]		①
5	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (c,f) [5] (a) [7]-⑧		③
6	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1] [3] (a,b)		①
7	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。		自動車に刺さったネジを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1] [3] (a,b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	①
8	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (f) [5] (a)		③
9	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		現場に干されていた衣類から採取した微物【2点】 洗濯ばさみを拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d)	・再鑑定において、衣類から採取した微物のうち1点から複数人のDNAが混合したDNA型を検出	⑥-1
10	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された唾液ようのものを拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (f)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	③
11	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1]		①
12	窃盗事件	被疑者は、農作物を窃取したものである。		被害品を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[3] (g) [6]-3		⑥-3
13	器物損壊事件	被疑者は、ドア等に尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		現場に遺留された尿ようのもの	あり	○	○	○	○	[3] (c) [4] (a)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑥-1
14	邸宅侵入事件	被疑者は、邸宅内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c)		③
15	窃盗事件	被疑者は、被害者所有の物品を窃取したものである。	○	被害品付近に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,f) [5] (a,c)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	③
16	器物損壊事件	被疑者は、飲食店の容器に口を付けて使用不能にさせたものである。	○	被害品を拭ったガーゼ片	なし（紛失）	○	○	※（注4）		[2] [5] (a)		②
17	器物損壊事件	被疑者は、ドアに尿ようのものをかけ、汚損させたものである。		現場に遺留された尿ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (c) [4] (a) [7]-②	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	④
18	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物品を窃取したものである。		現場の棚を拭ったガーゼ片	なし（紛失）	○	○	※（注4）		[2] [3] (a,b)		②
19	窃盗事件	被疑者は、ロッカーから、現金を窃取したものである。		ロッカーの錠を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注3）	○		[1] [3] (a,b)		①
20	詐欺事件	被疑者は、代金を支払わずに店舗のサービスを受けたものである。	○	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○		[5] (a,b,d)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑤

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
21	住居侵入事件	被疑者は、被害者が管理する敷地内に侵入したものである。		敷地内の網戸を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,f)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	③
22	器物損壊事件	被疑者は、屋外に設置された工作物を破壊したものである。	○	現場付近に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	なし（紛失）	○	○	※（注4）		[2] [5] (a)		②
23	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、ドアに無色透明の液体ようなものをかけたものである。	○	現場に遺留された唾液ようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[5] (a)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	⑤
24	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,f) [4] (a) [5] (a) [7]-⑩	・箸からDNA型（混合含む）を検出	③
25	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。		被害者の着衣を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	※（注3）	○		[1]	・被疑者はDNA型鑑定以外の捜査で判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない	①

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

（注3） 本来の鑑定資料を使用した検査データが確認されなかったもの

（注4） 再鑑定を行っているが、残余資料については、実際は対象職員が異なる資料を残余資料のように装っていたもの

（注5） 番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

A 【1-3①】 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：3件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	不適切類型		
1	窃盗事件	被疑者は、船内の備品を窃取したものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,b,d) [7]-⑩		③
2	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。		現場に遺留された尿ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c)	・DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されている ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30,31）	③
3	強盗致傷事件	被疑者は、被害者のバッグを強取し、被害者を負傷させたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物【5点】	あり	○	○	○	○	[3] (f) [5] (a,b,d)		③

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 番号のうち、数字が黄色いものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

A 【1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：6件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [4] (a) [7]-②		③
2	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)		③
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[6]-4 [7]-⑩		⑥-4
4	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	※（注3）	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[6]-4 [7]-⑩	・鑑定資料から被害者のDNA型を検出	⑥-4
5	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、店舗内に侵入し、現金等が入っている備品を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片【1点】 遺留された備品の一部を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)		③
6	軽犯罪法違反事件	被疑者は、小便をしたものである。		現場に遺留された尿ようのものを拭いたガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,e) [4] (a,c)	・DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されている ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30,31）	③

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 番号のうち、数字が黄色いものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

（注3） 第1回中間報告における捜査書類等の確認からは、対象職員による鑑定によりDNA型が検出されていることが確認されなかったが、「対象職員によるDNA型鑑定の実施状況」の確認の結果、DNA型が検出されたことを示すデータが鑑定機器に保存されていた

A 【II 被害者のDNA型を確認するための鑑定（1件）】

※ 鑑定結果は送致している。

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	【参考】 佐賀県警察によ る不適切類型
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	不適切類型	
1	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a)	⑤

A 【Ⅲ-1 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：21件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真的有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	○							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	発見者が、倒れている死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査、顔貌確認	事件性なし	現場付近にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり		○			[3] (f)		③
2	発見者が、川に沈む死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査、防犯カメラ	事件性なし	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり		○			[3] (f) [4] (a) [5] (a,b,d)		③
3		○			事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (f)		③
4	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、遺書、親族からの聞き取り		死体の指を拭ったガーゼ片【8点】	あり	○	○			[3] (f) [4] (a) [5] (a,b,d) [7]-① [7]-③ [7]-④ [7]-⑥	・うち3点から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	③
5	発見者が、屋外において、倒れている死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり		○	○		[3] (f) [5] (a)		③
6		○				現場に遺留された瓶を拭ったガーゼ片	あり		○				[3] (f) [5] (a,d)	
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、指紋、遺書	事件性なし	死亡者方にあった食器を拭ったガーゼ片【1点】 死亡者方にあった薬品の容器を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-④		③
8		○			事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d)		⑤
9	発見者が、首を吊っている死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査、薬毒物検査		発見現場から採取した微物【3点】 発見現場にあったペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】 発見現場にあった食器を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[5] (a,d) [7]-④	・発見現場から採取した微物1点、食器1点から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	⑤
10	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
11						死亡者方の冷蔵庫を拭ったガーゼ片【2点】	あり		○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)	
12	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
13		○				死体から採取した血液	あり		○	○			[3] (f)	
14	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			[5] (a)	・うち1点から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	⑤
15		○				死体から採取した爪	あり		○	○			[5] (a)	
16	発見者が、死亡者方の敷地内において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場付近に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】 現場付近に遺留された瓶を拭ったガーゼ片【1点】 現場付近に遺留された殺虫剤を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			[5] (a,b,d)	・瓶から死亡者のDNA型（混合含む）を検出	⑤
17	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[3] (f)		③
18		○				死亡者方にあった空き缶を拭ったガーゼ片	あり		○	○			[3] (f)	
19	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。			解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			[4] (a) [5] (a)		④
20	警察官が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。	○		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場に遺留されたナイフを拭った綿棒	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,d)		③
21		○				現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒	あり		○	○	○	○	[3] (a,b,c,d,e,f) [4] (a,c) [5] (a,d)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

A 【III-2 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（身元の確認を行うためのもの：7件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考	【参考】 佐賀県警察によ る不適切類型
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの								再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの			
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)		⑤
2						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
3	発見者が、首を吊っている死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)		⑤
4						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
5	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[7]-④		⑤
6	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
7		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a,b,c,d)		⑤

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

A 【IV 死体の身元を確認するための鑑定（19件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (a,b,d)		⑤
2		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,d)		⑤
3	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d)		③
4	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
5		○		死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)		⑤
6	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		③
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[3] (g) [5] (a,b,c)		③
8		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c)		③
9	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
10		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)		⑤
11	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[4] (a) [7]-③		⑤
12		○		死亡者方から採取したタバコの吸い殻【2点】	あり	○	○			[4] (a)		⑤
13		○		死亡者方から採取した髭片	あり	○	○			[4] (a)		⑤
14	死亡者の同居人が、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
15	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (a,b,c,d)		⑤
16		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,b,c)		⑤
17	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-⑦		③
18	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○	○	○	[4] (b) [7]-③		④
19		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[4] (b)		④

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

A 【V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定（10件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考	【参考】 佐賀県警察による不適切類型
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの			
1	行方不明事案	○	手配中	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d)		⑤
2		○		行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,d)		③
3		○		行方不明者の毛髪	あり	○	○			[5] (d)		⑤
4	行方不明事案	○	行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,d)		③
5		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (a,b,c)		⑤
6	行方不明事案	○	行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f) [5] (a,d)		③
7		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (b)		⑤
8		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (b)		⑤
9		○		行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[5] (b)		⑤
10	行方不明事案	○	発見	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,d)		⑤

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定	110件
犯罪捜査目的	92件
Ⅰ 犯人を特定し、検挙するための鑑定	50件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定	22件
① 鑑定結果を送致しているもの	12件
② 鑑定結果を送致していないもの	10件
2 捜査中の事件に関する鑑定	17件
3 時効が成立している事件に関する鑑定	10件
① 鑑定結果を送致しているもの	2件
② 鑑定結果を送致していないもの	8件
4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定	1件
Ⅱ 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定	10件
① 鑑定結果を送致しているもの	2件
② 鑑定結果を送致していないもの	8件
Ⅲ 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定	32件
1 事件性を判断するためのもの	12件
2 身元の確認を行うためのもの	20件
犯罪捜査目的以外	18件
Ⅳ 死体の身元を確認するための鑑定	13件
Ⅴ 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定	5件

(注) 1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件として計上しており、1事件で複数の鑑定を行ったものがある。

(第1-2関係)

補足資料7 特別監察において新たに不適切と判断したDNA型鑑定(110件)の分類表

○ 特別監察において確認された不適切な取扱いについて【補足】

特別監察において確認した不適切な取扱い一覧のうち、「特別監察による確認結果：不適切類型」の欄には、「(第1-2関係)補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細」に記載した20種類の番号をそれぞれ類型として記載している。

また、このうち、[3]、[4]、[5]については、以下の具体的に確認された不適切な取扱いに応じた記号を付している。

[3]【ワークシートの不適切な記載】

ワークシートに事実と異なる記載が確認された部分

- (a) 鑑定を開始した日
- (b) 外観検査を実施した日
- (c) 予備検査を実施した日
- (d) DNA抽出を実施した日
- (e) 定量を実施した日
- (f) 電気泳動を実施した日
- (g) 鑑定資料の切り出し箇所

[4]【定量日時等の不適切な変更】

作成された定量結果資料において行われていた不適切な行為

- (a) 定量日時を変更
- (b) コントロールの定量結果の数値を変更
- (c) 定量データのファイル名を変更

[5]【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

解析結果資料の作成に当たり、不適切であった電気泳動データ

- (a) 陽性コントロールの電気泳動データ
- (b) 陰性コントロールの電気泳動データ
- (c) 抽出コントロールの電気泳動データ
- (d) アレリックラダーの電気泳動データ

B 【1-1 ① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：12件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	過失運転致傷・道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、自動車に衝突し、現場から逃走したものである。	○		鑑定囑託前に緊急逮捕	被疑車両のエアバッグ	あり	○				[3] (d) [4] (a)	
2	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。	○		自供、引き当たり	現場に遺留されたティッシュ【2点】	あり	○				[3] (a,b,c,d)	
3	交通死亡事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。			ドライブレコーダー、目撃者供述、自供	現場にあった血液のようなもの	あり	○				[7]-⑨	
4	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金を窃取したものである。			使用していた靴の同一性、自供	現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d,f) [5] (b,c) [7]-⑥	
5			○			現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (f) [7]-⑥	
6	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。			ドライブレコーダー、自供	現場に遺留された尿のようなものを拭いたガーゼ片	あり	○	○			[3] (f)	・同一被害者に対する連続犯行 事案（A【1-3①】2、A【1-3②】 6、C【1-1①】17、C【1-3 ②】26,27,28,29,30,31）
7	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、押収した覚醒剤、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定）	チャック付きポリ袋を拭いたガーゼ片【1点】 注射器を拭いたガーゼ片【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)	
8	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜索差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕	関係者方から押収した巻紙	あり	○	○			[4] (a)	
9	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。			被害者携帯捜査、被害者供述	被害者が所持していたペットボトルを拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）			[3] (a,b)	
10	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。			電話録音データ、SNS、被害者供述	被害者を拭いた綿棒【3点】	あり	○	※（注2）	○		[3] (a,b)	
11	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に唾液のようなものを吐きかけたものである。	○		自供	自動車に付着した唾液のようなものを拭いたガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[5] (a,b,d)	・同一被害者に対する連続犯行 事案（C【1-1①】34、C【1-1 ①】35）
12	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。			自供	現場に遺留された食器を拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		[3] (a,b)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

B 【1-1② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：10件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	器物損壊事件	被疑者は、寺院の窓ガラスを損壊したものである。			自供	窓を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)	
2	道路交通法違反事件	被疑者は、飲酒運転をしたものである。	○		参考人供述、自供	被疑車両のエアバッグ【2点】	あり	○	○			[3] (f) [5] (a,b,d) [7]-⑥	・うち1点から被疑者のDNA型（混合含む）を検出
3	建造物侵入事件	被疑者は、飲食店に侵入したものである。			防犯カメラ、足跡、参考人供述、自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b)	
4	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○		捜索差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕、自供	被疑者方にあった吸い殻【3点】	あり	○	○			[5] (b) [7]-④ [7]-⑩	
5	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者に暴行を加えたが、昏睡状態に陥らせるにとどまったものである。			捜索差押、押収した凶器、被疑者携帯捜査、自供	凶器を拭ったガーゼ片【8点】	あり	○	○			[4] (a)	
6	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。			捜索差押、押収した覚醒剤、被疑者の尿の鑑定	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b)	
7	住居侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b) [4] (a)	
8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反事件	被疑者は、指定薬物を含有する液体を所持したものである。			捜索差押、押収した液体、自供	カートリッジを拭ったガーゼ片【1点】 ポリ袋を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
9	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、飲食店に侵入し、現金を窃取したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d)	
10	建造物侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、飲食店に侵入し、物色したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭った綿棒【2点】 被害店舗内を拭った綿棒【1点】	あり	○	○	○		[3] (a,b,c,d)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【1-2 捜査中の事件に関する鑑定（17件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○				[4] (a)	
2	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○	○	○	[3] (d,f) [5] (a,b,d)	
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。		被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○	○		[5] (b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
4	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (c)	
5	住居侵入・窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (c)	
6	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (c)	
7	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		空き家内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
8	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
9	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○			[5] (a,b,c,d)	・被害届が取り下げられている
10	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b)	
11	邸宅侵入未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入しようとしたものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
12	窃盗事件	被疑者は、倉庫から、バイクを窃取したものである。		被害品のハンドルを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[3] (a,b)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
13	道路交通法違反事件	被疑者は、バイクを運転中、過失により、自動車に衝突したものである。		被疑者の着衣の一部から採取した微物	あり	○	○	○		[3] (a,b)	
14	器物損壊事件	被疑者は、被害者の水筒に尿ようのものをに入れて、汚損したものである。		水筒内の尿ようのもの	あり	○	○			[3] (c) [4] (a)	・被害届が取り下げられている
15				水筒カバーから採取した微物	あり	○	○			[3] (b,c) [4] (a)	・被害届が取り下げられている
16				水筒を拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (b,c) [4] (a)	・被害届が取り下げられている
17	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者にわいせつな内容の葉書を郵送したものである。		葉書【3点】	あり	○	※（注2）	○		[3] (a,b)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

(注3) 番号のうち、数字が黄色いものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

B 【1-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	窃盗事件	被疑者は、商店から、物品を窃取したものである。			現場に遺留された靴から採取した微物【2点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [7]-②	
2	邸宅侵入未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入しようとしたものである。	○		侵入口に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			[3] (a,b,c,d) [5] (b,c)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 番号のうち、数字が黄色いものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

B 【1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：8件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	器物損壊事件	被疑者は、学習施設の出入口ドアガラスを損壊したものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				[3] (a,b,c,d)	
2	窃盗未遂事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取しようとしたものである。		自動販売機の硬貨投入口に挟まっていた葉っぱを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		[4] (a)	
3	器物損壊事件	被疑者は、家屋の窓ガラスを損壊したものである。		現場に遺留されたコンクリート片を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			[4] (a)	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
4	動物愛護法違反事件	被疑者は、店舗出入口に、動物の死骸を放置したものである。		動物の死骸を拭ったガーゼ片【4点】	あり	○	○			[3] (a,b,c,d)	
5	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	帽子から採取した微物	あり	○	○			[5] (a,b,c)	
6	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、バイクに衝突したものである。	○	軍手から採取した微物	あり	○	○			[5] (a,b,c)	
7	建造物等以外放火事件	被疑者は、駐車中の自動車を焼損したものである。	○	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○	○	○	[3] (d,e,f) [4] (a,c)	
8			○	現場付近に遺留された手袋を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○	○	[3] (c,d,e,f) [4] (a,c)	・うち1点からDNA型（混合含む）を検出

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 番号のうち、数字が黄色のものは、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかったもの

B 【1-4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定（1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	不適切類型	
1	大麻取締法違反容疑事件	通報者が、巻きタバコを発見したものである。	○	現場で採取されたタバコ	あり	○	○			[7]-⑥	・大麻成分が検出されなかったもの

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【II-① 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致しているもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	交通死亡事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人を死亡させたものである。	○	目撃者供述、犯行現場において被疑者を確保、自供	被害者から採取した血液	あり	○	○			[5] (a,b,d)	
2	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,c) [7]-⑥	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【II-② 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致していないもの：8件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d)	
2	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d)	・捜査中の事件
3			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d,f) [5] (a,b,d) [7]-⑩	・捜査中の事件
4	声かけ事案	被疑者は、被害者に声をかけたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (f)	・時効が成立している事件
5	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者のスカートを捲ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a) [7]-⑥	・時効が成立している事件
6	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。	○	自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d) [7]-⑥	
7			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,c) [7]-⑥	
8	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、被疑者携帯捜査、面割り	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[7]-⑥	

B 【Ⅲ－1 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：12件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果	備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	不適切類型	
1	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせて死亡させたものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[5] (a,b,d)	
2	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (d)	
3	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ、目撃者からの聞き取り	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[3] (d)	
4	発見者が、路上において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		[3] (c)	
5	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		[3] (c)	
6	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○			[5] (b)	
7	発見者が、死亡者方の敷地内において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[3] (a,b,d) [5] (b)	
8					死体の指を拭ったガーゼ片【10点】	あり	○	※(注2)	○		[3] (a,b)	
9		○			死体から採取した微物	あり	○	○			[5] (b)	
10	警察官が、水路内において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片【4点】	あり	○	○			[5] (b)	
11		○			死体から採取した血液	あり	○	○			[3] (a,b,d,e,f) [5] (a,b,c,d)	
12	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		[3] (a,b)	

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所において既に残余資料が保管されていないもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

B 【III-2 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（身元の確認を行うためのもの：20件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの								再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	警察官が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a,b)	
2						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a,c)	
3	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
4		○				死体から採取した血液	あり	○	○			[5] (b,c)	
5	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	身元判明	事件性なし	推定死亡者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			[3] (f)	
6						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d) [7]-⑩	
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (d)	
8						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d)	
9						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (d)	
10	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
11						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
12	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
13	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、防犯カメラ	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
14		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (c)	
15	発見者が、海上において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (b,c)	
16	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a)	
17		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	[5] (a)	
18						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a)	
19	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
20		○				推定死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			[5] (c)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【IV 死体の身元を確認するための鑑定（13件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (a)	
2		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (a)	
3	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (b)	
4	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (b,c)	
5		○		死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (b,c)	
6	死亡者の同居人が、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
7	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[3] (d)	
8	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
9		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
10	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[5] (c)	
11		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	
12	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			[3] (g) [5] (c)	
13		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (c)	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

B 【V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定（5件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		特別監察による確認結果 不適切類型	備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの		
1	行方不明事案	○		発見	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d) [5] (b)	
2		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b,d) [5] (b)	
3	行方不明事案	○		行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[5] (b)	
4	行方不明事案	○		手配中	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b)	
5		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			[3] (a,b)	

- ▷ 対象職員が単独で実施した鑑定643件(DNA型鑑定632件、その他の鑑定11件)のうち、特別監察において不適切な取扱いが確認されなかったものには、DNA型鑑定が393件(※)、DNA型鑑定以外の鑑定が11件あり、このうちDNA型鑑定393件には、「犯罪捜査目的」のものが340件(※)、「犯罪捜査目的以外」のものが53件あった。DNA型鑑定以外の鑑定11件については全て「犯罪捜査目的」であった。それらの内訳は次のとおりであった。
- ▷ なお、これらのDNA型鑑定393件とDNA型鑑定以外の鑑定11件については、不適切な取扱いが確認されなかったものであり、対象職員による不適切な取扱いによる捜査・公判への影響等は生じていない。

○DNA型鑑定 393件(※)

【犯罪捜査目的 340件(※)】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 150件(※)

犯人が犯行現場に遺留したとみられるタバコの吸い殻等や犯人の侵入口を拭ったガーゼ片等についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 116件

犯人以外に被害者や犯人でないことが明らかな参考人のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者や参考人由来のDNA型を選別するため、被害者や参考人の口腔内細胞等を鑑定資料として、被害者や参考人のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 74件

死体を拭ったガーゼ片や死体の近くにあったタバコの吸い殻等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 53件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 40件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 13件

行方不明者が使用していた歯ブラシや行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

○その他の鑑定 11件

【犯罪捜査目的 11件】

VI 犯人等を特定し、検挙するための鑑定 8件

犯人や被害者に由来する可能性があるものとして犯行現場等から採取した資料が、血液や精液、毛髪、尿といったヒト由来のものであるかなどについて鑑定を行い、犯人や犯罪事実等を特定することを目的としていたもの。

VII 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断を行うための鑑定 3件

死者方から採取されたティッシュペーパーに精液が付着しているかや、死者が服毒したとみられる除草剤容器に唾液が付着しているか、畑から発見された骨が人骨であるかについて鑑定を行い、第三者の関与の有無等を確認することを目的としていたもの。

※ 佐賀県警察において不適切と判断されていたが、特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった1件(分類表番号A【I-1②】16)を含む。

(第1-2関係)

補足資料9 特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった対象職員による鑑定(404件)の分類表

DNA型鑑定		393件
犯罪捜査目的		340件
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定		150件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定		68件
① 鑑定結果を送致しているもの		35件
② 鑑定結果を送致していないもの		33件
2 捜査中の事件に関する鑑定		30件
3 時効が成立している事件に関する鑑定		44件
① 鑑定結果を送致しているもの		4件
② 鑑定結果を送致していないもの		40件
4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定		8件
II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定		116件
① 鑑定結果を送致しているもの		49件
② 鑑定結果を送致していないもの		67件
III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定		74件
1 事件性を判断するためのもの		40件
2 身元の確認を行うためのもの		34件
犯罪捜査目的以外		53件
IV 死体の身元を確認するための鑑定		40件
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定		13件
DNA型鑑定以外の鑑定		11件
犯罪捜査目的		11件
VI 犯人を特定し、検挙するための鑑定		8件
1 犯人を検挙している事件に関する鑑定		3件
① 鑑定結果を送致しているもの		2件
② 鑑定結果を送致していないもの		1件
2 捜査中の事件に関する鑑定		1件
3 時効が成立している事件に関する鑑定		3件
① 鑑定結果を送致しているもの		1件
② 鑑定結果を送致していないもの		2件
4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定		1件
VII 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断を行うための鑑定		3件

(注) 1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件として計上しており、1事件で複数の鑑定を行ったものがある。

C 【1-1① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：35件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		押収した凶器（包丁）、被害者供述	包丁に付着した血痕ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○				
2					現場にあった血痕ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○				
3	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。	○	押収した覚醒剤、防犯カメラ、参考人供 述	被疑者方にあった血痕ようのものを拭っ たガーゼ片	あり	○				
4	住居侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。		足跡	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
5	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。		不明	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
6	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。	○	自供、引き当たり	現場に遺留されたペットボトルを拭った ガーゼ片	あり	○				
7	公然わいせつ事件	被疑者は、駐車中の自動車内において、公然とわいせつな行為をし たものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被疑者の使用車両から押収したタオル	あり	○				
8	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	ストローを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○				
9					チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片 【2点】	あり	○	○			
10					注射器	あり	○				
11	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	目撃者供述、被害者供述	被疑者の指を拭ったガーゼ片【10点】	あり					
12	窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。	○	不明	侵入口に付着した血痕ようのものを拭っ たガーゼ片【2点】	あり	○	○			・うち1点から被疑者のDNA型 （混合含む）を検出
13	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。	○	捜索差押、押収した覚醒剤、犯行現場に おいて逮捕、自供	注射器【2点】	あり	○	○			
14	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、現金等を窃取したものである。	○	防犯カメラ、使用車両	被疑者が所持していたマイナスドライ バーを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
15	窃盗事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取したものである。		自供	自動販売機を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○		
16	窃盗未遂事件	被疑者は、事務所に侵入し、物色したものである。		自供	事務所内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
17	佐賀県迷惑行為防止条例違 反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿ようのものをかけたものである。		ドライブレコーダー、警察官の目撃、自 供	現場に遺留された尿ようのものを拭った ガーゼ片	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事 案（A【1-3①】2、A【1-3②】 6、B【1-1①】6、C【1-3 ②】26,27,28,29,30,31）
18	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、壁に衝突し、同乗する被 害者を死亡させたものである。	○	ドライブレコーダー、目撃者供述	被疑者から採取した血液	あり	○	○			
19					被害者から採取した血液	あり	○	○			
20	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。		捜索差押、押収した大麻、自供	パイプを拭ったガーゼ片	あり	○	○			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
21	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を所持したものである。		捜索差押、押収した覚醒剤、別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定）	被疑者方にあったティッシュ【2点】	あり	○	※（注2）			
22	建造物侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、コインランドリーに侵入し、物色したものである。	○	防犯カメラ、自供	被疑者が遺留したペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
23	窃盗事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取したものである。		自供、引き当たり	領置した金属用切断砥石を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
24	窃盗事件	被疑者は、会社の敷地内から、自動車等を窃取したものである。	○	職務質問時に被害車両を運転、自供	被害車両内から採取したタバコの吸い殻	あり	○	○			
25	自殺幇助事件	被疑者は、自殺を幇助したものである。		防犯カメラ、解剖結果、自供	死亡者の爪を拭ったガーゼ片【10点】	あり	○	※（注2）			
26	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を使用したものである。		捜索差押、被疑者の尿の鑑定、押収した覚醒剤	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			
27	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物品を窃取したものである。	○	防犯カメラ、車両捜査、面割り、自供	被害者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
28	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。	○	被疑者携帯捜査、被害者供述、面割り、自供	被害者の身体から採取した資料	あり	○	○			
29	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。		捜索差押、押収した大麻、犯行現場において逮捕	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
30	不同意性交等事件	被疑者は、被害者が16歳未満であることを知りながら、同人と性交したものである。		目撃者供述、被害者供述、自供	被害現場のカーペットを拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	※（注2）	○		
31	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。		被害者供述、自供	被害者を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
32					被害者の着衣	あり	○	※（注2）			
33	人身交通事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、石垣に衝突し、死亡したものである。		目撃者供述	被疑車両のエアバッグ	あり	○	○			
34	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に唾液ようのものを吐きかけたものである。	○	自供	自動車に付着した唾液ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	・同一被害者に対する連続犯行事案（B【1-1①】11、C【1-1①】35）
35	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、ドアに唾液ようのものを吐きかけたものである。	○	自供	ドアに付着した唾液ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	・同一被害者に対する連続犯行事案（B【1-1①】11、C【1-1①】34）

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【1-1② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：33件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を包丁で数回突き刺すなどしたが、切創等の傷害を負わせたにとどまったものである。			犯行現場において逮捕、目撃者供述、被害者 供述	包丁に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				
2			○			包丁を拭ったガーゼ片	あり	○				
3	詐欺事件	被疑者は、無銭宿泊を行ったものである。	○		目撃者供述、自供	現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり	○				・うち1点から被疑者のDNA型（混合 含む）を検出
4	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。			自供	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片【4点】	あり	○				
5	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。			足跡	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
6	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、物品を窃取したものである。			防犯カメラ、自供、引き当たり	被害車両内部を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			
7	窃盗事件	被疑者は、飲食店に侵入し、現金を窃取したものである。			自供	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
8	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
9	詐欺事件	被疑者は、無銭宿泊を行ったものである。			防犯カメラ、自供	現場に遺留されたティッシュ	あり	○				
10	ひき逃げ事件	被疑者は、無免許で自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人に傷害を負わせ、現場から逃走したものである。			自供	容疑車両内に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
11	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物品を窃取したものである。			自供、引き当たり	遺留された物品の一部を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定 中止とされたもの
12	窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、物品を窃取したものである。			自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定 中止とされたもの
13	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。			自供	現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定 中止とされたもの
14	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。			自供	現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】	あり（鑑定中止）	○				・鑑定の必要がなくなったため、鑑定 中止とされたもの
15	器物損壊事件	被疑者は、宿泊施設の寝具を汚損したものである。			自供、引き当たり	現場に遺留されたタバコの吸い殻【3点】	あり	○	○			
16	無免許過失運転致傷事件	被疑者は、無免許で自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人に傷害を負わせたものである。			自供	被疑車両のエアバッグ	あり	○	○			
17	住居侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。			自供	現場付近に遺留された石を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定 中止とされたもの
18	窃盗未遂事件	被疑者は、店舗に侵入し、物色したものである。			自供	侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
19	窃盗事件	被疑者は、商店から、商品を窃取したものである。			指紋、自供	現場に遺留されていた物品を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
20	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。			自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
21	邸宅侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。			足跡、自供、引き当たり	侵入口を拭ったガーゼ片【2点】 被害者方を拭ったガーゼ片【1点】	あり	○	○			
22						侵入口に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果		鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			被疑者のDNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの	捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
23	窃盗事件	被疑者は、資材置き場から、自動車を窃取したものである。		防犯カメラ、自供、引き当たり	被害車両内に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○			
24	窃盗未遂事件	被疑者は、さい銭箱内を物色したものである。		自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事案（C【1-1④】25）
25	窃盗事件	被疑者は、さい銭箱内から、現金を窃取したものである。		防犯カメラ、自供、引き当たり	さい銭箱を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事案（C【1-1④】24）
26	窃盗事件	被疑者は、被害者の財布内から、現金を窃取したものである。		防犯カメラ、SNS、参考人供述、被害者供述、自供	現場に遺留されたストロー等を拭ったガーゼ片【2点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
27	窃盗事件	被疑者は、商店から、商品を窃取したものである。		犯行現場において逮捕、自供	被害品を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		
28	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者に暴行を加えたが、昏睡状態に陥らせるにとどまったものである。		捜索差押、押収した凶器、被疑者携帯捜査、自供	凶器を拭ったガーゼ片【9点】	あり	○	○			
29	暴力行為等処罰に関する法律違反事件	被疑者は、被害者に凶器を示して脅迫したものである。		目撃者供述、自供	凶器を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
30	大麻取締法・覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、大麻及び覚醒剤を所持したものである。		捜索差押、押収した大麻・覚醒剤、犯行現場において逮捕	被疑者方にあった吸い殻のようなもの	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
31	覚醒剤取締法違反事件	被疑者は、覚醒剤を使用したものである。		捜索差押、被疑者の尿の鑑定、自供	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
32	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車の部品を窃取したものである。		自供	被害車両の金属部品を拭ったガーゼ片【4点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
33	窃盗事件	被疑者は、被害者方から、下着を窃取したものである。		捜索差押、防犯カメラ、車両捜査、自供	被害品から採取した微物【2点】	あり	○	○	○	○	※（注3）

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

（注3） 佐賀県警察において不適切と判断されていたが、特別監察において不適切な取扱いが確認されなかったもの（A【1-1②】16と同じもの）

C 【1-2 捜査中の事件に関する鑑定（30件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	傷害容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				
2	傷害容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
3	窃盗未遂事件	被疑者は、駐車場から、バイクを窃取しようとしたものである。		現場に遺留されたハサミを拭ったガーゼ片	あり	○	○			・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
4	窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。		現場に遺留された軍手から採取した微物	あり	○	○			
5	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金等を窃取したものである。		被害者方にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
6	窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、物品を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
7	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
8	邸宅侵入・窃盗事件	被疑者は、邸宅内に侵入し、現金等を窃取したものである。		現場に遺留された軍手から採取した微物	あり	○	○			
9	窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入し、下着を物色したものである。		被害品から採取した微物	あり	○	○			
10	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、現金等を窃取したものである。		現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	※（注2）			
11	脅迫事件	被疑者は、封書を被害者に郵送して、脅迫したものである。		切手【3点】	あり	○	※（注2）	○		
12	脅迫事件	被疑者は、封書を被害者に郵送して、脅迫したものである。		切手【2点】	あり	○	※（注2）	○		
13	窃盗事件	被疑者は、旅館に侵入し、物品を窃取したものである。		現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
14	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		被害者方を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○			
15	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者に対し、誹謗中傷する内容の封書を郵送したものである。		切手	あり	○	※（注2）			
16	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、現金等を窃取したものである。		事務所内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
17	建造物侵入・窃盗事件	被疑者は、施設に侵入し、物品を窃取したものである。	○	現場に遺留された空き缶を拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○	○	・うち2点からDNA型（混合含む）を検出 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
18	窃盗未遂事件	被疑者は、さい銭箱内を物色したものである。		さい銭箱を拭ったガーゼ片	あり	○	○			・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
19	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。		被害者を拭った綿球	あり	○	※（注2）			・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
20	窃盗事件	被疑者は、駐輪場から、自転車を窃取したものである。		被害品かご内に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
21	住居侵入事件	被疑者は、被害者方の敷地内に侵入したものである。		現場に遺留されたライターを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
22	不同意わいせつ事件	被疑者は、被害者の同意なく、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○	○	○		
23	住居侵入未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入しようとしたものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
24	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、街路樹に衝突したものである。	○	被疑車両内を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	
25			○	被疑車両に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片【3点】	あり	○	○	○	○	
26	建造物侵入・窃盗未遂事件	被疑者は、飲食店に侵入し、物色したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
27	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。		被害者の着衣を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）	○		・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
28	器物損壊事件	被疑者は、信号柱にペンキスプレーを吹き付けて、汚損したものである。		現場に遺留されたスプレー缶を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
29	器物損壊事件	被疑者は、宿泊施設の壁を損壊したものである。		現場に遺留されたタバコの吸い殻【2点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・被害届が取り下げられている
30	不同意性交等事件	被疑者は、被害者の同意なく、性交したものである。	○	被害者を拭った綿棒【2点】	あり	○	○	○	○	・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【1-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：4件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	大麻取締法違反事件	被疑者は、大麻を所持したものである。	○	チャック付きポリ袋を拭ったガーゼ片【4点】	あり	○				・うち1点からDNA型（混合含む）を検出
2	窃盗事件	被疑者は、会社の敷地内から、物品を窃取したものである。		現場に遺留された金槌を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
3	窃盗事件	被疑者は、事務所に侵入し、現金等を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○	○		
4	窃盗事件	被疑者は、船内の備品を窃取したものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻【4点】	あり	○	○			・うち1点からDNA型（混合含む）を検出

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【1-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：40件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	詐欺事件	被疑者は、代金を支払わずに店舗のサービスを受けたものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○		○	○	
2	詐欺事件	被疑者は、無銭飲食を行ったものである。	○	現場に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
3	傷害容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。		現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
4	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。	○	現場付近に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○				
5	器物損壊事件	被疑者は、被害者の衣服に精液ようのものをかけ、汚損したものである。	○	精液ようのものを拭ったガーゼ片から得られた沈渣	あり	○				
6	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		侵入口を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
7	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○				
8	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	被害者の着衣から採取した微物	あり	○				
9	声かけ事案	被疑者は、被害者に声をかけたものである。		現場付近に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
10	器物損壊事件	被疑者は、宿泊施設の窓ガラスを損壊したものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○				
11	窃盗事件	被疑者は、駐車中の自動車内から、物品を窃取したものである。		現場に遺留された金属部品を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
12	建造物侵入事件	被疑者は、施設に侵入したものである。	○	現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒	あり	○				
13	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自転車に精液ようのものをかけ、汚損したものである。	○	自転車に付着した精液ようのものを拭いたガーゼ片	あり	○				
14	郵便法違反事件	被疑者は、郵便ポスト内の郵便物を汚損したものである。	○	郵便ポスト内に投げ込まれたアイスの空を拭いたガーゼ片	あり	○				
15	窃盗未遂事件	被疑者は、駐車中の自動車内を物色したものである。		被害車両内部を拭いたガーゼ片	あり	○	○			
16	器物損壊事件	被疑者は、駐輪中のバイクの一部を損壊したものである。		バイクに遺留された爪楊枝を拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）			
17	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。		被害現場を拭いたガーゼ片【2点】	あり	○	○			
18	威力業務妨害事件	被疑者は、商店のブレーカーを切断し、停電させ、業務を妨害したものである。		現場に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	※（注2）			
19				現場に遺留された尿ようのものを拭いたガーゼ片	あり	○	※（注2）			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
20	道路交通法違反事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、ガードレールに衝突したものである。		自動車のハンドルに付着した血痕のようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
21			○	自動車内に遺留されたタバコの吸い殻	あり	○	○			
22	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。		現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
23				被害者が使用していた食器を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
24	建造物等以外放火事件	被疑者は、駐車中の自動車を焼損したものである。		現場付近に遺留された手袋を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
25	窃盗事件	被疑者は、自動販売機内から、現金を窃取したものである。		自動販売機破損部を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		
26	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。		現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】27,28,29,30,31）
27				現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30,31）
28	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。		現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,29,30,31）
29	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、駐車中の自動車に尿のようなものをかけたものである。		現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,30,31）
30				現場に遺留された精液のようなものを拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの ・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,31）
31				現場に遺留された尿のようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	○			・同一被害者に対する連続犯行事案（A【1-3①】2、A【1-3②】6、B【1-1①】6、C【1-1①】17、C【1-3②】26,27,28,29,30）
32	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者方の敷地内にタバコの吸い殻入りのペットボトルを放置したものである。	○	現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	○			
33	廃掃法違反事件	被疑者は、畑において、廃棄物を投棄したものである。	○	現場に遺留された瓶を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	○	○		・うち1点からDNA型（混合含む）を検出
34	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者方家屋にペットボトルを投げつけたものである。		現場に遺留されたペットボトルを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
35	建造物侵入・軽犯罪法違反事件	被疑者は、立体駐車場に侵入し、屋上から地上に向けてガラス瓶等を投棄したものである。		現場に遺留されたガラス瓶を拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			
36	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。		被害車両を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
37	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。		被害者方玄関を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
38	器物損壊事件	被疑者は、駐車中の自動車に唾液のようなものをかけ、汚損したものである。	○	被害車両に付着した唾液のようなものを拭ったガーゼ片	あり	○	○	○	○	
39	名誉毀損事件	被疑者は、被害者の名誉を毀損する内容の封書を郵送したものである。		切手	あり	○	※（注2）			
40	廃掃法違反事件	被疑者は、山中において、廃棄物を投棄したものである。		廃棄物から採取した微物	あり	○	○			

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【1-4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定（8件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が書類等により確認されたもの					再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	道路交通法違反容疑事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、電柱に衝突したものである。		車内に付着した血痕ようのものを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	※（注2）			
2	傷害容疑事件	通報者が、集合住宅において、血痕ようのものが付着しているのを発見したものである。		現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒	あり	○	※（注2）			・鑑定資料から人血は検出されなかった
3	傷害容疑事件	通報者が、駐車場において、血痕ようのものが付着しているのを発見したものである。		現場にあった血痕ようのものを拭ったガーゼ片	あり	○	※（注2）			・鑑定資料から人血は検出されなかった
4	傷害容疑事件	通報者が、自宅の敷地内において、血痕ようのものが付着しているのを発見したものである。		現場にあった血痕ようのものを拭った綿棒【2点】	あり	○	※（注2）			・鑑定資料から人血は検出されなかった
5	強制性交等容疑事件	関係者から強制性交等の疑いがある旨の通報を受けたものである。		被害者の着衣	あり	○	※（注2）			・関係者からの聴取の結果、事件性がないと判断されたもの
6	詐欺容疑事件	飲食店の客が支払いをせずに立ち去ったものである。		現場に遺留された箸を拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留されたフォークを拭ったガーゼ片【1点】 現場に遺留された食器を拭ったガーゼ片【1点】	あり（鑑定中止）					・客が誤って支払いを忘れたものであり、事件性がなかったもの ・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
7	住居侵入・窃盗容疑事件	被疑者は、被害者方から、物品を窃取したものである。		被害者方の扉を拭ったガーゼ片	あり（鑑定中止）					・親族により売却されていたことが判明したものの ・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
8	器物損壊容疑事件	家屋の窓ガラスが小石により損壊したものである。		被害者方にあった小石を拭ったガーゼ片	あり	○	○			・動物を追い払うために投げた石により誤ってガラスが割れたもの

（注1） 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

（注2） 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【II-① 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致しているもの：49件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
2	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
3	死体遺棄事件	被疑者は、会社の敷地内において、死体を遺棄したものである。	○	不明	参考人の口腔内細胞【2点】	なし（全量消費）					
4	殺人未遂・強姦致傷事件	被疑者は、殺意をもって、被害者に暴行を加えたが、傷害を負わせたにとどまり、さらに、抵抗が困難な被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○	別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、被疑者携帯捜査、参考人供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
5	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
6	強姦事件	被疑者は、被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○	別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
7	児童福祉法違反事件	被疑者は、被害者が18歳未満であることを知りながら、淫行させたものである。	○	別資料の鑑定（当該職員以外の鑑定結果）、被疑者携帯捜査、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
8	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者供述、自供	参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
9	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	ドライブレコーダー、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
10	傷害致死事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせて死亡させたものである。	○	親子関係、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
11	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
12	窃盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金等を窃取したものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
13	児童福祉法違反事件	被疑者は、被害者が18歳未満であることを知りながら、淫行させたものである。	○	SNS、参考人供述、被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
14	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
15	殺人事件	被疑者は、被害者を殺害したものである。	○	参考人供述、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
16	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	カーナビゲーション履歴、被害者供述、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
17	強盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金を強取したものである。	○	防犯カメラ、顔画像鑑定、遺留品	参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
18			○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
19	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
20	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	防犯カメラ、自供	被害者から採取した血液	あり	○				
21	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
22	強姦事件	被疑者は、被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○	被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
23	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
24	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
25	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、カーナビゲーション 履歴、参考人供述、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
26			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
27			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
28	強制わいせつ・未成年者誘拐事件	被疑者は、被害者を連れ出し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
29	強制わいせつ未遂事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしようとしたものである。	○	指紋、防犯カメラ、携帯電話照会	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
30	強姦未遂事件	被疑者は、被害者に対し、強いて姦淫しようとしたものである。	○	防犯カメラ	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
31	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を凶器で刺すなどしたが、刺創等の傷害を負わせたにとどまったものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
32	殺人事件	被疑者は、被害者を殺害したものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
33			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
34			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
35			○		被害者が使用していた歯ブラシ	あり	○				
36	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
37	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者を死亡させたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
38	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、容疑車両の捜査	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
39	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
40	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○	被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
41	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
42	暴行・窃盗事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、さらに、被害者が立ち去った後、同人の物品を窃取したものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
43	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
44	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	目撃者供述、犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
45	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	知人関係	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
46	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	共犯被疑者の供述、遺留品	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
47	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	自供	被害者から採取した血液	あり	○				
48	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○	捜索差押、押収した犯行時の着衣、防犯カメラ、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
49	業務上過失致死事件	被疑者は、業務上の過失により、被害者を死亡させたものである。	○	目撃者供述	被害者から採取した血液	あり	○	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【II-② 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定（鑑定結果を送致していないもの：67件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
2	窃盗事件	被疑者は、会社の敷地内から、自動車を窃取したものである。	○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
3	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ、犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
4	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、被害者が被疑車両を写真撮影、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
5	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、参考人供述、被害者供述、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
6	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	防犯カメラ、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
7	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
8	強盗傷人事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせた上、財布を強取したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
9	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
10	公務執行妨害事件	被疑者は、警察官に対し、暴行を加え、職務執行を妨害したものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
11	準強姦容疑事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、姦淫したものである。	○	防犯カメラ、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
12			○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
13	窃盗事件	被疑者は、牛舎の敷地内から、自動車を窃取したものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
14	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
15	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
16	強盗致傷事件	被疑者は、被害者の現金を強取し、被害者を負傷させたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
17	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
18	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
19	窃盗事件	被疑者は、被害者の隙を見て、貴金属を窃取したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
20	住居侵入・傷害事件	被疑者は、被害者方に侵入し、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
21	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	参考人供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
22	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
23	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
24	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
25	準強制わいせつ事件	被疑者は、抗拒不能になった被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
26	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
27	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
28	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
29	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
30	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	○	鑑定囑託前に被疑者を通常逮捕	被害者の血液を採取したガーゼ片	あり	○				
31	略取未遂事件	被疑者は、被害者を略取しようとしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
32	強盗事件	被疑者は、商店に侵入し、現金等を強取したものである。	○	指紋、防犯カメラ、カーナビゲーション履歴、被疑者携帯捜査	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
33	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
34	暴行事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
35	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
36	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
37	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
38	殺人未遂事件	被疑者は、殺意をもって、被害者を刃物で切りつけるなどしたが、切創等の傷害を負わせたにとどまったものである。	○	犯行現場において逮捕	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
39	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
40	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
41			○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件 ・被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない
42	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
43	強制わいせつ致傷事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をし、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
44	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
45	集団強姦事件	被疑者らは、共謀の上、被害者に対し、強いて姦淫したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
46	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	防犯カメラ	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
47	詐欺事件	被疑者は、警察官等になりすまして被害者にうそを言い、現金を詐取したものである。	○	犯行現場において逮捕	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
48	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
49	窃盗未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入し、物色したものである。	○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
50	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
51	窃盗事件	被疑者は、路上から、バイクを窃取したものである。	○	指紋、自供、引き当たり	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
52	住居侵入事件	被疑者は、被害者方に侵入したものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞【1点】 参考人の口腔内細胞【1点】	なし（全量消費）	○				
53	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
54	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○	被害者供述、面割り	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
55	傷害事件	被疑者は、被害者に暴行を加え、傷害を負わせたものである。	○	犯行現場において逮捕、自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
56	佐賀県青少年健全育成条例違反事件	被疑者は、被害者が満18歳に満たないことを知りながら、みだらな性行為をしたものである。	○	不明	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
57	強制わいせつ致傷事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をし、傷害を負わせたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件
58	交通死亡事故	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者が乗車する自動車に衝突し、同人を死亡させたものである。	○	防犯カメラ、ドライブレコーダー、目撃者供述、被害者供述	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
59			○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
60	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・捜査中の事件

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定結果	捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
			DNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
61	住居侵入未遂事件	被疑者は、被害者方に侵入しようとしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
62	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
63	強制わいせつ事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をしたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			・捜査中の事件
64	強制性交等事件	被疑者は、被害者に対し、強いて性交したものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			・捜査中の事件
65	窃盗事件	被疑者は、被害者方に侵入し、下着を窃取したものである。	○		参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
66	暴行容疑事件	被疑者は、被害者に暴行を加えたものである。	○		被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				・時効が成立している事件
67	佐賀県迷惑行為防止条例違反事件	被疑者は、被害者の身体を触ったものである。	○	自供	被害者の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【Ⅲ－1 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：40件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの		
1	警察官が、岸壁において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	継続捜査中	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
2					参考人の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
3					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
4					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
5					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
6					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
7					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
8	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
9	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血液のようなものを拭いたガーゼ片	あり	○	※(注2)			
10	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査 親族からの聞き取り	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
11	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査 親族からの聞き取り	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○				
12	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
13	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
14	警察官が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	現場にあったタバコの吸い殻【1点】 現場にあった酒瓶を拭いたガーゼ片【1点】	あり	○	○			・タバコの吸い殻から死亡者のDNA型（混合含む）を検出
15	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
16	発見者が、畑において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
17	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
18	警察官が、自動車内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 遺書	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
19	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
20	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
21	発見者が、死亡者方の敷地内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
22					現場にあった血痕のようなものを拭った ガーゼ片	あり	○	○	○		
23					現場にあった血痕のようなものを拭った ガーゼ片	あり	○	※(注2)			
24					死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
25	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死亡者方にあった血痕のようなものを拭った ガーゼ片【2点】	あり	○	○			
26	警察官が、溜め池内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
27	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
28	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
29	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
30	発見者が、海上において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
31	警察官が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
32	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
33	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
34	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 薬毒物検査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
35	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
36	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
37	発見者が、竹藪内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)			
38	発見者が、線路内において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査 防犯カメラ	事件性なし	現場にあった血痕のようなものを拭った ガーゼ片	あり	○	○			
39	発見者が、死亡者方において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 親族からの聞き取り	事件性なし	死体を拭ったガーゼ片	あり	○	※(注2)	○		
40					死体の指を拭ったガーゼ片【2点】	あり	○	※(注2)	○		

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【III-2 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（身元の確認を行うためのもの：34件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	対象職員による鑑定結 果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの								再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
1	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○				
2	警察官が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○				
3	発見者が、溜め池内において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中 止とされたもの
4	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
5						推定死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			
6	警察官が、岸壁において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○				
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○				
8	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 防犯カメラ	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○		○	○	
9	発見者が、自動車内において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査 顔貌確認	身元判明	事件性なし	発見現場にあった歯ブラシ	あり	○	○			
10	発見者が、水路内において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
11	発見者が、川の中において、死亡者を発見したものである。	○	死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
12						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
13						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
14	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
15						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
16						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
17		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
18	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。		死体見分、環境調査、現場調査 顔貌確認	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
19	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
20	警察官が、死亡者方を確認したところ、死亡者を発見したものである。		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
21		○				死体から採取した爪	あり	○	○			
22	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
23	警察官が、水路内において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、防犯カメラ	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
24		○				死亡者方にあった歯ブラシ	あり	○	○			
25	発見者が、屋外において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査	身元未判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
26	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元判明	事件性なし	死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	
27	発見者が、海上において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	身元未判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○	○	○	

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	資料等から確認された 身元確認及び事件性判断に関する証拠関係	身元確認の結果	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の 写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子 データの保存状況	再鑑定		備考
		死亡者のDNA型（混合含む）の検出が 書類等により確認されたもの								再鑑定を 実施したもの	DNA型が 検出されたもの	
28	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。		死体見分、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
29	発見者が、山中において、死亡者を発見したものである。	○	解剖結果、環境調査、現場調査	身元判明	事件性なし	死体から採取した爪	あり	○	○			
30						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
31						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
32	発見者が、火災現場において、死亡者を発見したものである。		解剖結果、環境調査、現場調査 顔貌確認、親族からの聞き取り	身元判明	事件性なし	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
33						推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
34		○				死体から採取した血液	あり	○	○	○	○	

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

C 【IV 死体の身元を確認するための鑑定（40件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
2		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
3	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
4	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
5	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
6		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
7	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
8		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
9	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
10		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
11	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
12		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
13	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
14	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
15		○		死亡者方から採取した歯ブラシ	あり	○	○			
16	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
17		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果	身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの						再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
18	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
19		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
20	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
21	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
22		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
23	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○	○			
24		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
25		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
26	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
27		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
28		○		推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
29	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
30	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○	身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
31				推定死亡者が使用していた歯ブラシ	あり	○	※(注2)			
32		○		推定死亡者方から採取した箸を拭ったガーゼ片	あり	○				
33		○		推定死亡者方から採取した空き缶を拭いたガーゼ片	あり	○				
34				推定死亡者方から採取した箸を拭いたガーゼ片	あり	○	○			

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		身元確認の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
35	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○		身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
36		○			推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
37	警察官が、死亡者方を確認したところ、死体を発見したものである。	○		身元判明	死体から採取した爪	あり	○				
38		○			推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
39		○			推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				
40		○			推定死亡者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○				

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 血液や精液等が含まれているか確認する予備検査で陰性となったため、鑑定終了となったもの

C 【V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定（13件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定結果		結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	対象職員による鑑定結果の基となった電子データの保存状況	再鑑定		備考
		DNA型の検出が書類等により確認されたもの							再鑑定を実施したもの	DNA型が検出されたもの	
1	行方不明事案			発見	行方不明者方にあった歯ブラシ【1点】 行方不明者方にあったペットボトルを拭ったガーゼ片【1点】	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
2	行方不明事案			発見	行方不明者の親族の口腔内細胞	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
3					行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
4					行方不明者が吸ったタバコの吸い殻	あり（鑑定中止）					・鑑定の必要がなくなったため、鑑定中止とされたもの
5	行方不明事案			発見	行方不明者が使用していた眼鏡を拭ったガーゼ片	あり	○	○			
6		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
7		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
8	行方不明事案	○		発見	行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			
9	行方不明事案	○		行方不明者届取下げ	行方不明者が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			
10	行方不明事案	○		行方不明者届取下げ	行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			
11		○			行方不明者の親族が使用していた歯ブラシ	あり	○	○			
12	行方不明事案	○		発見	行方不明者の髭片	あり	○	○			
13		○			行方不明者の親族の口腔内細胞	なし（全量消費）	○	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-1 ① 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果		捜査資料等から確認された 犯人性立証に関する証拠関係	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が 書類等により確認されたもの						再鑑定を 実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が 検出されたもの	
1	過失運転致死事件	被疑者は、自動車を運転中、過失により、被害者に衝突し、死亡させたものである。	血液鑑定	○		自供	自動車に付着した血痕ようのものを拭った ガーゼ片【2点】	あり	○			
2	軽犯罪法違反事件	被疑者は、下半身を露出したものである。	尿鑑定	○		目撃者供述、自供	現場付近に遺留された尿ようのものを拭っ たガーゼ片	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-1 ② 犯人を検挙している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果		鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの	捜査資料等から確認された犯人性立証に関する証拠関係				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	性的姿態等撮影事件	被疑者は、トイレ内に小型カメラを設置し、用便する被害者を撮影したものである。	毛髪鑑定		防犯カメラ、自供	現場に遺留された毛髪のようなもの	あり（引き継ぎ）				・他の鑑定人に引き継がれたもの

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI- 2 捜査中の事件に関する鑑定（1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	強制わいせつ致傷事件	被疑者は、被害者に対し、わいせつな行為をし、傷害を負わせたものである。	毛髪鑑定		被害者の着衣・リュックサックから採取した毛髪のようなもの【7点】	あり（引き継ぎ）				・他の鑑定人に引き継がれたもの

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-3① 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致しているもの：1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	銃刀法違反事件	被疑者は、日本刀を所持したものである。	血液鑑定		日本刀の刃体を拭ったガーゼ片	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-3② 時効が成立している事件に関する鑑定（鑑定結果を送致していないもの：2件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	器物損壊事件	被疑者は、被害者の衣服に精液のようなものをかけ、汚損したものである。	精液鑑定	○	現場に遺留された精液のようなものを拭いたガーゼ片	あり	○			
2			精液鑑定	○	被害者の着衣に付着した精液のようなものを拭いたガーゼ片【2点】	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VI-4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定（1件）】

番号	件名	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後における鑑定資料の残余の有無	対象職員による鑑定資料の写真の有無	再鑑定		備考
				鑑定事項の検出が書類等により確認されたもの				再鑑定を実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が検出されたもの	
1	列車事故	被害者が、列車と接触し、傷害を負ったものである。	血液鑑定	○	列車に付着した血痕のようなものを拭ったガーゼ片【2点】	あり	○			

(注) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

DNA型鑑定以外の鑑定

C 【VII 変死体（犯罪による死亡の疑いがある死体）の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定（事件性を判断するためのもの：3件）】

番号	事案概要	対象職員による鑑定種別	対象職員による鑑定結果		資料等から確認された 事件性判断に関する証拠関係	事件性判断の結果	鑑定資料の概要	対象職員による鑑定後 における鑑定資料の残 余の有無	対象職員による鑑定資 料の写真の有無	再鑑定		備考
			鑑定事項の検出が 書類等により確認されたもの							再鑑定を 実施したもの	DNA型以外の鑑定事項が 検出されたもの	
1	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	精液鑑定			解剖結果、環境調査、現場調査 歯牙鑑定	事件性なし	死亡者方から採取されたティッシュ	あり	○	○		
2	発見者が、死亡者方を訪れたところ、死亡者を発見したものである。	唾液鑑定			死体見分、環境調査、現場調査 薬毒物検査	事件性なし	除草剤容器を拭ったガーゼ片	あり	○			
3	発見者が、畑において、骨ようのものを発見したものである。	骨鑑定		※(注2)		事件性なし	現場で採取された骨ようのもの	あり	○			

(注1) 対象職員による鑑定後に鑑定資料の残余があったもののうち、再鑑定がなされていないものは、鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの

(注2) 動物の骨と確認されたもの

(第1-3関係) 補足資料10 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の目的別の内訳

- ▷ 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)には、「犯罪捜査目的」のものが192件、「犯罪捜査目的以外」のものが47件あり、その内訳は次のとおりであった。

【犯罪捜査目的 192件】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 121件

犯人が犯行現場に遺留したとみられるタバコの吸い殻等や被害者の着衣に付着した微物についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 11件

犯人以外に被害者や犯人でないことが明らかな参考人のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者や参考人由来のDNA型を選別するため、被害者や参考人の口腔内細胞等を鑑定資料として、被害者や参考人のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 60件

死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 47件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 32件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 15件

行方不明者が使用していた歯ブラシ等から採取した資料や行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 捜査への影響の確認

・ A-1 (不適切な取扱いが確認された239件のDNA型鑑定のうち、犯罪捜査目的の192件)

「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

犯罪捜査目的 192件(92件)	犯罪捜査目的以外 47件
-----------------------------	-------------------------

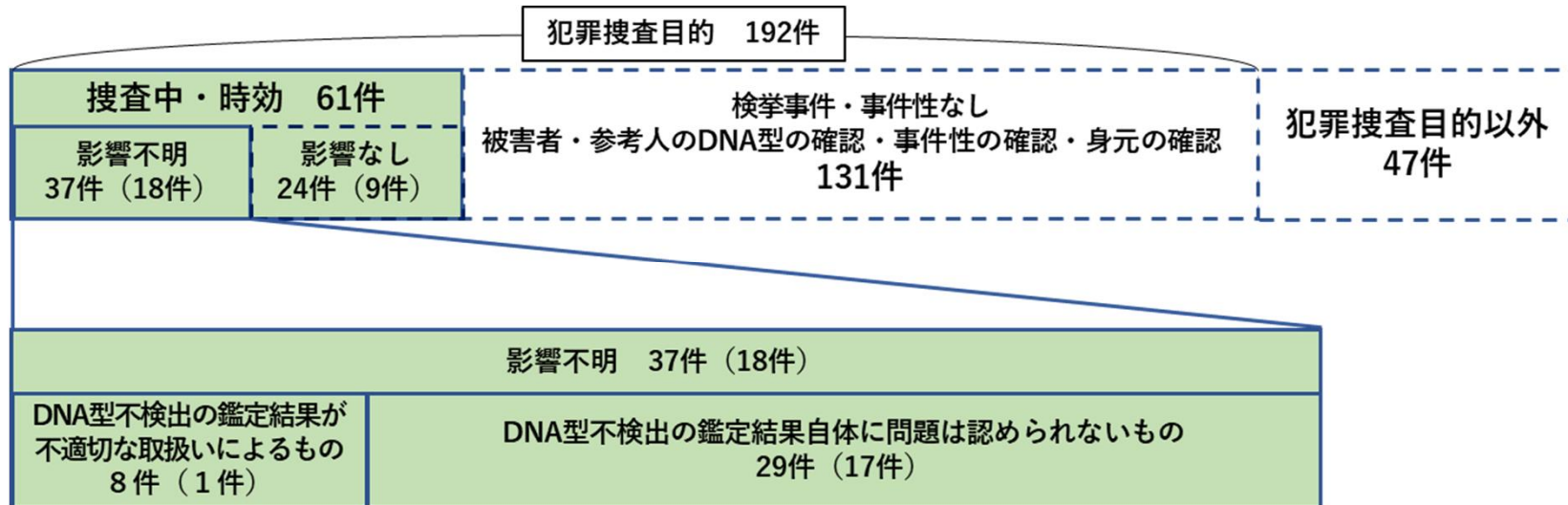
※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ ・ 「犯人を検挙している事件に関する鑑定」に関する事件で、対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証しているものはなかった。
- ・ 「捜査中の事件に関する鑑定」や「時効が成立している事件に関する鑑定」で「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」ことが確認されたものはなかった。
- ・ 「被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定」は犯人を特定するためのものではなく、「変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定」の中に事件性のあるものもなかった。
- ⇒ 全て影響なし。

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 捜査への影響の確認

- A-2 (犯罪捜査目的の192件のDNA型鑑定のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定(捜査中・時効のもの)61件)「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか。



※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ 対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていること自体に問題は認められなかったが、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されておらず再鑑定が実施できていないことなどから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性を排除しきれないため、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったものが29件(捜査中21件、時効8件)確認された。
- 対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったものが8件(捜査中6件、時効2件)確認された。

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 公判への影響の確認

- ・ B (犯罪捜査目的の192件のうち、鑑定結果を送致しているもの41件)

公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか。

鑑定結果送致
41件(16件)

鑑定結果未送致
151件

※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ 検察庁への確認の結果、鑑定結果を送致した41件全てが公判において使用されておらず、影響なし。
なお、2件(0件)の鑑定結果については、検察庁から家庭裁判所に送致されていた。(※1)
1件(1件)の鑑定結果については、略式命令(※2)の請求に当たり、証拠として提出されていた。(※3)

※1 家庭裁判所に送致された2件(分類表番号A【1-1①】1、7)については、家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。なお、これら2件のうち1件に関する事件については、被疑者の自供や引き当たりにより、送致した人物が犯人であることを立証しているものであり、残りの1件に関する事件については、参考人の供述や被疑者の自供により、送致した人物が犯人であることを立証しているものであった。

※2 刑事訴訟法第461条の規定に基づき、簡易裁判所が、検察官の請求により、その管轄する事件について、公判前に、100万円以下の罰金又は料金を科すもの。

※3 本件鑑定(分類表番号B【1-1①】11)は、同一被疑者により同一被害者に対して連続して行われた佐賀県迷惑行為防止条例違反事件のうちの一つの事件における鑑定であり、略式命令の請求は、他の一連の事件とまとめて行われたもの。略式命令の請求が行われた一連の事件における犯人性の立証に当たっては、自供、被害者・参考人供述、対象職員以外の職員による現場遺留物のDNA型鑑定結果等も用いられていた上、略式命令の請求は、あらかじめ、公判が行われない略式手続によることについて異議がないことを被疑者に確認した上で行うものであることから、略式命令の請求が行われた一連の事件において、被疑者が犯人であることに争いはなかったものと認められ、また、対象職員による鑑定に係る鑑定資料からは、本件発覚後に別の職員が実施した再鑑定によっても、被疑者のDNA型が検出されている。

(第1-3関係) 補足資料1 1 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)

◎ 行政上の支障の確認

・ C (犯罪捜査目的以外の47件)

行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか。

死体の身元を確認するための鑑定
32件(13件)

行方不明者の身元を確認できる
ようにするための鑑定
15件(5件)

※ () 内の数字は、特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数

- ⇒ ・ 死体の身元の確認は、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。
- ・ 行方不明者の身元の確認は、対象職員によるDNA型鑑定結果のほか遺留品や所持品から身元の確認が行われていた。また、未発見の行方不明者についての対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。
- ⇒ 全て支障なし。

(第1-3関係) 補足資料12 対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定(再鑑定)結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの(7種類)の捜査への影響等の確認結果

特別監察において確認した20種類の不適切な取扱いのうち、対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定(再鑑定)結果に実質的な影響が出るおそれがあった7種類([1]、[2]、[7]-①、[7]-②、[7]-③、[7]-④、[7]-⑤)の不適切な取扱いが確認された鑑定30件(※1)の捜査への影響等を確認した結果は下記のとおりであり、30件のうち、8件(分類表番号A【1-2】4、6、7、11、17、19、A【1-3②】1、B【1-3①】1)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

また、1件(分類表番号A【1-2】18)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていること自体に問題は認められなかったが、再鑑定の未実施等により、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

残りの21件(※1)については、捜査への影響や行政上の支障は確認されなかった。

※1 このうち1件は、[7]-①、[7]-③、[7]-④のいずれにも該当していた。

[1] 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施(9件)(※2)

- 鑑定資料が切り取られていないにもかかわらず、当該資料を使用して検査をしたように装っていたことが確認された。
- これら9件は、対象職員の鑑定結果においてDNA型が検出されなかったとされていたものであり、再鑑定においても、DNA型は検出されなかった。
- 9件のうち5件(分類表番号A【1-2】4、6、7、11、19)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったが、残りの4件については、対象職員によるDNA型鑑定以外の証拠によって犯人性が立証され、被疑者が検挙されている、又は、被疑者が特定されていることから捜査等への影響は確認されなかった。

※2 分類表番号A【1-1①】10、A【1-1②】7、15、A【1-2】4、6、7、11、19、25

(第1-3関係) 補足資料12 対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定(再鑑定)結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの(7種類)の捜査への影響等の確認結果

[2] 鑑定残余資料の紛失・偽装(4件) (※1)

- 対象職員がDNA型鑑定のために鑑定資料の一部を切り取った後、残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装っていたことが確認された。
- この不適切な取扱いは、鑑定後の残余資料に対して行われるものであることから、対象職員による鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響するものではなく、また、偽装された残余資料の鑑定結果を捜査に使用しているものはないことから、本不適切な取扱いにより捜査等への影響が生じていることは確認されなかったが、4件のうち1件(分類表番号A【I-2】18)は、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていること自体に問題は認められなかったが、再鑑定の未実施等により、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

※1 分類表番号A【I-1①】8、A【I-2】16、18、22

[7]-① 鑑定資料の取り違い(2件) (※2)

- 複数の鑑定資料をまとめて囑託されたDNA型鑑定において、鑑定作業の途中で鑑定資料を取り違えていたことが確認された。
- 2件のうち1件(分類表番号A【III-1】4)については、取り違えられた2点の鑑定資料からはいずれもDNAが検出されておらず、残りの1件(分類表番号A【I-1②】14)については検査に使用する部分を鑑定資料から切り出した後の残余資料の取り違いであることから、鑑定結果自体に影響は生じていなかったことから捜査への影響は確認されなかった。

※2 分類表番号A【I-1②】14、A【III-1】4

(第1-3関係) 補足資料12 対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定(再鑑定)結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの(7種類)の捜査への影響等の確認結果

[7]-② 電気泳動の不実施(5件) (※1)

- 同じ鑑定資料のDNA抽出液について複数回定量が行われており、ワークシートに添付していない定量結果では、ヒトDNAが含まれているとする定量結果が出ていたことが確認され、当該DNA抽出液を使用してその後の検査を行うべきであったことが確認された。
- 5件のうち3件(分類表番号A【I-2】17、A【I-3②】1、B【I-3①】1)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったが、残りの2件については対象職員によるDNA型鑑定以外の証拠によって犯人性が立証され、被疑者が検挙されていることから、捜査への影響は確認されなかった。

※1 分類表番号A【I-1②】1、12、A【I-2】17、A【I-3②】1、B【I-3①】1

[7]-③ 別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用(4件) (※2)

- 鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたことが確認された。
- 4件のうち1件(分類表番号A【I-1①】13)は犯人を検挙している事件に関する鑑定であるが、犯行現場において犯人を逮捕した事案であり、目撃者供述もあることから、捜査への影響は生じていないことが確認された。
- 残りの3件のうち1件(分類表番号A【III-1】4)は、変死体の事件性を判断するための鑑定であるが、死体見分、現場調査、遺書等から事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていないことが確認された。
- 残りの2件(分類表番号A【IV】11、18)は、変死体の身元の確認を行うための鑑定であるが、死体の発見場所、所持品、親族からの聞き取り等によって身元の特定を行っており、「死体を別人と間違えた」といった取扱いは生じていないことが確認された。

※2 分類表番号A【I-1①】13、A【III-1】4、A【IV】11、18

(第1-3関係) 補足資料12 対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定(再鑑定)結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの(7種類)の捜査への影響等の確認結果

[7]-④ 別の鑑定資料の電気泳動データの使用(7件) (※1)

- 鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたことが確認された。
- 7件のうち3件(分類表番号A【Ⅰ-1①】4、A【Ⅰ-1②】4、B【Ⅰ-1②】4)は事件に関する鑑定であるが、防犯カメラ、被疑者携帯捜査、押収物、自供等によって犯人性が立証されており、捜査への影響は生じていないことが確認された。
- 残りの4件のうち3件(分類表番号A【Ⅲ-1】4、7、9)は変死体の事件性を判断するための鑑定に関する鑑定であるが、死体見分、現場調査、遺書、親族からの聞き取り等によって事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていないことが確認された。
- 残りの1件(分類表番号A【Ⅲ-2】5)は、変死体の身元の確認を行うための鑑定であるが、死体見分や環境調査、現場調査から事件性の判断や身元の確認が行われ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、また、「死体を別人と間違えた」といった取扱いも生じていないことが確認された。

※1 分類表番号A【Ⅰ-1①】4、A【Ⅰ-1②】4、A【Ⅲ-1】4、7、9、A【Ⅲ-2】5、B【Ⅰ-1②】4

[7]-⑤ DNA型の不適切な判定(1件) (※2)

- 電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、決裁書類において検出が認められたとしていた座位数(3座位)よりも多い座位数(24座位)を回答することができたことが確認された。
- 当該鑑定資料は、被害現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片であり、検出されたDNA型は被害者のものであったことから、鑑定嘱託所属に回答する座位数の違いは捜査に影響するものではなかった。

※2 分類表番号A【Ⅰ-1①】7

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の目的別の内訳

- ▷ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)には、「犯罪捜査目的」のものが101件、「犯罪捜査目的以外」のものが29件あり、その内訳は次のとおりであった。

【犯罪捜査目的 101件】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 72件(※)

犯人が犯行現場に遺留したとみられるタバコの吸い殻等や被害者の着衣に付着した微物についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 1件

犯人と被害者両方のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者由来のDNA型を選別するため、被害者の口腔内細胞を鑑定資料として、被害者のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 28件

死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 29件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 19件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 10件

行方不明者が使用していた歯ブラシ等から採取した資料や行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

※ このうち1件(分類表番号A【1-1②】16)については、特別監察における確認の結果、不適切な取扱いが確認されなかったもの。

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)①

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)について、対象職員によるDNA型鑑定結果の捜査・公判への影響等を確認した結果は次のとおり。

(捜査への影響)

- 犯罪捜査目的の101件のDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- 犯罪捜査目的の101件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で捜査中の事件に関する鑑定25件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 25件のうち12件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響は確認されなかった。
 - ・ 残りの13件のうち4件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残り9件のうち3件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの6件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断したもの。

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)②

- 犯罪捜査目的の101件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で時効が成立している事件に関する鑑定9件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 9件のうち3件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響は確認されなかった。
 - ・ 残りの6件のうち5件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行ってれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

(公判への影響)

- 犯人を検挙しているDNA型鑑定38件のうち21件、時効が成立しているDNA型鑑定9件のうち3件及び被害者のDNA型を確認するための鑑定1件のうち1件の合計25件のDNA型鑑定結果が検察庁に送致されていることが確認され、いずれも検察庁において公判に使用されていなかったことから、公判への影響はないことが確認された。なお、このうち2件の鑑定結果については、検察庁から家庭裁判所に送致されていた。(※)

(行政上の支障)

- 犯罪捜査目的以外の29件のDNA型鑑定結果により、行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 家庭裁判所に送致された2件(分類表番号A【1-1①】1、7)については、家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。なお、これら2件のうち1件に関する事件については、被疑者の自供や引き当たりにより、送致した人物が犯人であることを立証しているものであり、残りの1件に関する事件については、参考人の供述や被疑者の自供により、送致した人物が犯人であることを立証しているものであった。

佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)③

▷ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)について、その実施目的に応じて分類した上で、対象職員によるDNA型鑑定結果を基にした警察活動等により、下記のような影響が生じていないかを確認した結果を取りまとめると、次のとおりである。

(捜査への影響)

A-1 「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

A-2 「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか

(公判への影響)

B 公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか

(行政上の支障)

C 行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか

	(捜査への影響)		(公判への影響)	(行政上の支障)
	A-1	A-2	B	C
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定(72件)				
① 検挙事件(38件)	影響なし(38件)	—	影響なし(38件)	—
② 捜査中(25件)	影響なし(25件)	影響なし(12件) 影響不明(13件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(7件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの(6件)	—	—
③ 時効(9件)	影響なし(9件)	影響なし(3件) 影響不明(6件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(5件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの(1件)	影響なし(9件)	—
II 被害者のDNA型を確認するための鑑定(1件)				
	影響なし(1件)	—	影響なし(1件)	—
III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元を確認を行うための鑑定(28件)				
① 事件性の判断(21件)	影響なし(21件)	—	—	—
② 身元の確認(7件)	影響なし(7件)	—	—	—
IV 死体の身元を確認するための鑑定(19件)				
	—	—	—	支障なし(19件)
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定(10件)				
	—	—	—	支障なし(10件)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、犯人を特定し、検挙している事件に関するもの】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 72件

「犯人を検挙している事件に関する鑑定」が38件、「捜査中の事件に関する鑑定」が25件、「時効が成立している事件に関する鑑定」が9件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。なお、「犯人を検挙している事件に関する鑑定」38件のうちの1件(分類表番号A【I-1②】16)については、特別監察における対象職員による鑑定の実施状況の確認の結果、不適切な取扱いが確認されなかったものであった。

1 犯人を検挙している事件に関する鑑定 38件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致(※1)している事件の捜査において対象職員が実施したDNA型鑑定が38件確認された。(※1 触法少年については児童相談所に通告)

▷ DNA型鑑定結果以外の証拠の有無(証拠あり38件、証拠なし0件)

- ・ この38件の鑑定が行われた35の事件について、送致した人物が犯人であることを立証する証拠が対象職員による鑑定結果のみとなっているものは確認されず、被疑者の自供や目撃者の供述、防犯カメラ映像等により、送致した人物が犯人であることを立証していた。

▷ 検察庁への送致の有無(送致あり21件、送致なし17件)

- ・ この38件のうち、21件については検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判に使用されていないことが確認された。なお、このうち2件(分類表番号A【I-1①】1、7)は検察庁から家庭裁判所に送致(※2)されていた。

(※2 家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。)

- ・ 残りの17件については、検察庁に送致されていないものと認められた。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- ・ これら38件について、対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証している事件はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

▷ 公判への影響

- ・ 検察庁に送致された21件はいずれも検察庁において公判に使用されておらず、検察庁に送致されていない17件を含め38件について、公判への影響はないことが確認された。

- ・ 検察庁から家庭裁判所に送致された2件については、家庭裁判所から、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかったため、審判への影響を確認することはできなかった。(なお、これら2件のうち1件(分類表番号A【I-1①】1)に関する事件については、被疑者の自供や引き当たりにより、送致した人物が犯人であることを立証しているものであり、残りの1件(分類表番号A【I-1①】7)に関する事件については、参考人の供述や被疑者の自供により、送致した人物が犯人であることを立証しているものであった。)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】①

2 捜査中の事件に関する鑑定 25件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致するに至っておらず、捜査中の事件において実施したDNA型鑑定が25件確認された。

▷ DNA型の検出の有無(検出あり8件、検出なし17件)

- ・ この25件のうち、8件についてはDNA型が検出されたが、当該鑑定結果によって被疑者の特定に至り、特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。
- ・ 残りの17件についてはDNA型が検出されなかった。

【捜査への影響】

(「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)

▷ この25件のうち、DNA型が検出された8件については、対象職員によるDNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査は行われておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。また、DNA型が検出されなかった残りの17件についても、DNA型鑑定の結果、DNA型が検出されなかったものなので、DNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。

(「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)

▷ この25件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて確認した結果は別紙1のとおりであり、25件のうち12件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。(12件のうち1件(分類表番号A【1-2】25)は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。また、別の1件(分類表番号A【1-2】3)は、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかったが、対象職員による予備検査が不十分なものであった(※)。

※ 第二回中間報告(令和8年2月12日)においては、対象職員による鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったと記載していたものであるが、確認作業を進める中で、[6]-1(予備検査の不十分な実施)に該当することが明らかとなったもの。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】②

- ▷ 残りの13件のうち4件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-2】5、12、14、21)
 - ▷ 残り9件のうち3件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができているならば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-2】1、8、18)
 - ▷ 残りの6件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断した。(分類表番号A【1-2】4、6、7、11、17、19)
 - ▷ なお、25件の鑑定が行われた25の事件のうち10の事件(※)については、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていないものであった。
- ※ 捜査への影響が確認されなかった鑑定に関する事件 7事件(分類表番号A【1-2】2、10、13、15、20、23、25)
捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 3事件(分類表番号A【1-2】7、17、21)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】①

3 時効が成立している事件に関する鑑定 9件

【確認結果】

事件の犯人の特定に至らず、時効が成立している事件の捜査において実施したDNA型鑑定が9件確認された。

- ▷ DNA型の検出の有無(一部検出あり2件、検出なし7件)
9件のうち、対象職員によるDNA型鑑定で犯人の特定に至らない程度のDNA型が検出されたものが2件あり、残りの7件についてはDNA型は検出されなかった。
- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり3件、送致なし6件)
 - ・ 9件のうち、DNA型が検出された2件については、当該鑑定を実施した事件の時効に伴い、いずれも鑑定結果が検察庁に送致されていることが確認された。また、DNA型が検出されなかった残りの7件のうち、1件については、関連事件と思料される同種事件を検察庁に送致した際に、関連書類として鑑定結果が送致され、公判に使用されていないことが確認された。
 - ・ DNA型が検出されなかった7件のうち、残りの6件については、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - (「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)
 - ・ この9件については、対象職員によるDNA型鑑定結果で犯人の特定に至っておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。
 - (「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)
 - ・ この9件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて確認した結果は別紙2のとおりであり、9件のうち3件については、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。(3件のうち1件は、対象職員によるDNA型鑑定においてDNA型が不検出となっていることに関して、鑑定作業が不適切であった。)
 - ・ 残りの6件のうち5件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-3①】2、A【1-3②】2、3、5、6)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】②

- ・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行ってれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号A【1-3②】1)
- ・ なお、9件の鑑定が行われた9の事件のうち2の事件(※)については、DNA型鑑定以外の捜査により、本件の関連事件と思料される同種事件の被疑者は検挙されていた。

※ 捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 2事件(分類表番号A【1-3①】2、A【1-3②】6)

▷ 公判への影響

- ・ 9件のうち6件については、検察庁に送致されていないことから、公判への影響はないことが確認された。
- ・ 検察庁に送致された3件のうち2件については、時効に伴い送致されたものであり、公判への影響はないことが確認された。
- ・ 残りの1件については、当該鑑定を実施した事件の時効に伴ってではなく、関連事件と思料される同種事件の関連書類として送致されたものであり、公判に使用されておらず、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定 【被害者のDNA型を確認するための鑑定】

II 被害者のDNA型を確認するための鑑定 1件

【確認結果】

被害者のDNA型を確認することを目的として、被害者の口腔内細胞を鑑定資料として行われたDNA型鑑定が1件確認された。

▷ 検察庁への送致の有無(送致あり1件、送致なし0件)

- ・ この1件については、検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判には使用されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

- ・ 対象職員によるDNA型鑑定は、被害者のDNA型を確認するために行われたものであり、犯人を特定するためのものではないことから、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

▷ 公判への影響

- ・ 本件については、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、事件性を判断するためのもの】

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 28件

「事件性を判断するためのもの」が21件、「身元の確認を行うためのもの」が7件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 事件性を判断するためのもの 21件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いがある死体の近くにあった血痕、刃物等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することにより、死体が犯罪により死亡した事件性のあるものであるかを確認するために行われたDNA型鑑定が21件確認された。

▷ 事件性の判断

- ・ 21件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に事件性を判断しているものではなく、死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断がなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 21件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、身元の確認を行うためのもの】

2 身元の確認を行うためのもの 7件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いがある死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が7件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ 7件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

▷ 事件性の判断

- ・ 対象職員によるDNA型鑑定結果以外に死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断もなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 7件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【死体の身元を確認するための鑑定】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 19件

【確認結果】

発見状況等から犯罪による死亡の疑いがない死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が19件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ 19件の鑑定に関連する死体については、全て身元が確認されているが、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

【捜査への影響】

- ▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【死体の身元確認業務への影響】

- ▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により「死体を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定】

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 10件

【確認結果】

行方不明者を発見した際に速やかに身元の確認ができるようにするため、予め行方不明者のDNA型や行方不明者の親族のDNA型を把握しておくことを目的に行われたDNA型鑑定が10件確認された。

- ▷ 身元の確認
 - ・ この10件のうち、1件の鑑定に関連する1名の行方不明者は発見されており、対象職員によるDNA型鑑定結果のほか遺留品から身元を確認していた。
- ▷ 届出の取下げ
 - ・ 残りの9件のうち、2件の鑑定に関連する1名の行方不明者、4件の鑑定に関連する1名の行方不明者の届出は取り下げられていた。
- ▷ 未発見
 - ・ 残りの3件の鑑定に関連する1名の行方不明者については発見に至っていないことが確認された。
 - ・ これら3件については、再鑑定を実施していない(※)が、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。
(※ 鑑定資料が口腔内細胞であり、全量消費されていたもの2件、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件)

【捜査への影響】

- ▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【行方不明者発見業務への影響】

- ▷ 身元が確認された1名の行方不明者については、対象職員によるDNA型鑑定結果により「行方不明者を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。
- ▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により、行方不明者の身元の確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 確認の内容

- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
- 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○ 捜査中の事件に関する鑑定 25件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果		捜査への影響	分類表番号	
DNA型 検出あり 8件		再鑑定で、対象職員による鑑定結果と同じDNA型を検出したもの	1件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件	○再鑑定でも対象職員による鑑定と同じDNA型が確認されており、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果は正しいものと認められた。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 2
	再鑑定を実施したもの 5件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (対象職員による鑑定ではすべての座位でDNAの型が検出されていたが、再鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されていなかった。ただし、再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型とすべて一致。)	2件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	2件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得ることであるところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 15, 24
		再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの	2件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	2件	○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定でDNA型が検出されないことはあり得ることであるところ、確認結果からは、対象職員による鑑定と再鑑定で異なる資料を鑑定したと認められる点はなく、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 20, 23
		再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの2件)	3件	○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	3件	○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-2】 10, 16, 22

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出なし 17件	再鑑定を実施したもの 14件	再鑑定で、DNA型(全座位)を検出したもの 1件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかったが、対象職員による予備検査は不十分なものであったと認められる。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかったが、対象職員による予備検査は不十分なものであったと認められる。</u> ○再鑑定で検出されたDNA型は、 ・ 被疑者でないことが捜査により判明している人物のDNA型と一致するものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちににつながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	A【1-2】 3
		再鑑定で、DNA型(一部の座位)を検出したもの 2件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○対象職員による鑑定結果と再鑑定結果が異なっていたものであるが、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○再鑑定で検出されたDNA型の1件(分類表番号A【1-2】9)は、 ・ 複数人のDNAが混合しており、直ちに個人を特定できないものであり、仮に対象職員による鑑定において検出されていたとしても、被疑者の判明に直ちににつながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u> ○残りの1件(分類表番号A【1-2】13)は、 ・ 個人のDNA型のうち一部の座位を検出したものであり、対象職員による鑑定では検出されていないことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていた可能性が認められたが、警察庁のDNA型データベースを確認したところ、当該DNA型に一致する人物のDNA型は登録されておらず、結果として、実際には捜査への影響は生じていなかったことが確認された。</u>	A【1-2】 9, 13
		再鑑定で、DNA型を検出できなかったもの 11件	○対象職員が鑑定資料の検査を行っていないことが確認された。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○対象職員が鑑定資料の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○6件のうちの1件(分類表番号A【1-2】25)は、DNA型鑑定以外の捜査で被疑者が既に判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない事案であり、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u> ○残りの5件は、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が鑑定資料の検査を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-2】 4, 6, 7, 11, 19, 25
		再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの2件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの1件)	○対象職員による鑑定において、微量ではあるがヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が定量後の検査を行っていれば、その際にDNA型を検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-2】 17
		再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの2件、対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたもの1件)	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、 <u>対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(分類表番号A【1-2】3、9、13等)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-2】 1, 8, 18

- ※ 確認の内容
- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○時効が成立している事件に関する鑑定 9件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型一部検出あり 2件	再鑑定を実施したもの 1件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (対象職員による鑑定では一部の座位でDNAの型が検出されておらず、再鑑定においてもすべての座位のDNAの型は検出されていなかった。その結果、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれにおいても型が検出されている座位、対象職員による鑑定でしか型が検出されていない座位、再鑑定でしか型が検出されていない座位がそれぞれ確認された。ただし、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致。)	1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件 ○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることや、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれかでしか型が検出されていない座位があることはあり得ることであるところ、対象職員による鑑定と再鑑定のいずれでも型が検出されていた座位については、検出された型は一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-3①】 3
	再鑑定を実施していないもの (鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの1件)		1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	1件 ○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	A【1-3①】 1
DNA型検出なし 7件	再鑑定を実施していないもの (鑑定囑託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの7件)		5件 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかった。	5件 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(分類表番号A【1-2】3、9、13等)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-3①】 2 A【1-3②】 2, 3, 5, 6
			7件 ○対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータが、鑑定機器に保存されていたが、捜査書類等からは当該結果を囑託所属に回答していることが確認されなかった。当該データは、被害者のDNA型に一致するものであった。	1件 ○鑑定機器に保存されていた対象職員による鑑定においてDNA型が検出されたことを示すデータについて、囑託所属に回答しておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○当該データは、被害者のDNA型に一致するものであり、被疑者の判明につながるものではなく、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。</u>	A【1-3②】 4
			1件 ○対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていた。	1件 ○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○対象職員がDNA定量後の検査を実施した場合にDNA型が検出された可能性もあるが、再鑑定を実施してその点を確認することができなかったことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	A【1-3②】 1

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の
捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の目的別の内訳

▷ 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定130件以外の対象職員が単独で実施したDNA型鑑定502件のうち、特別監察において新たに不適切な取扱いが確認された110件には、「犯罪捜査目的」のものが92件、「犯罪捜査目的以外」のものが18件あった。それらの内訳は次のとおりであった。

○特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定 110件

【犯罪捜査目的 92件】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 50件

犯人が触れたものを拭ったガーゼ片等や被害者の着衣に付着した微物についてDNA型鑑定を行うことなどにより、犯人を特定することを目的としていたもの。

II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 10件

犯人以外に被害者や犯人でないことが明らかな参考人のDNA型が検出される可能性がある証拠のDNA型鑑定結果から、犯人由来のDNA型と被害者や参考人由来のDNA型を選別するため、被害者や参考人の口腔内細胞等を鑑定資料として、被害者や参考人のDNA型を確認することを目的としていたもの。

III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 32件

死体の発見現場にあった血痕のようなもの、死体の指を拭いたガーゼ片等についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することや、死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認することを目的としていたもの。

【犯罪捜査目的以外 18件】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 13件

死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、犯罪による死亡の疑いのない死体の身元を確認することを目的としていたもの。

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 5件

行方不明者の親族から採取した口腔内細胞についてDNA型鑑定を行い、行方不明者を発見した際に身元の確認ができるようにすることを目的としていたもの。

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)①

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)について、対象職員によるDNA型鑑定結果の捜査・公判への影響等を確認した結果は次のとおり。

(捜査への影響)

- 犯罪捜査目的の92件のDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- 犯罪捜査目的の92件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で捜査中の事件に関するもの17件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 17件のうち3件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響はないことが確認された。
 - ・ 残りの14件のうち8件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの6件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の
捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)②

- 犯罪捜査目的の92件のDNA型鑑定結果のうち、犯人を特定し、検挙するための鑑定で時効が成立している事件に関するもの10件の「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについての確認結果は次のとおり。
 - ・ 10件のうち6件については、対象職員のDNA型鑑定結果による捜査への影響はないことが確認された。
 - ・ 残りの4件のうち1件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの3件のうち2件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。
 - ・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行ってれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の
捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)③

(公判への影響)

- 犯人を検挙しているDNA型鑑定22件のうち12件、時効が成立しているDNA型鑑定10件のうち2件及び被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定10件のうち2件の合計16件のDNA型鑑定結果が検察庁に送致されていることが確認され、いずれも検察庁において公判に使用されていなかったことから、公判への影響はないことが確認された。なお、このうち1件については、略式命令の請求に当たり、証拠として提出されていた。(※)

(行政上の支障)

- 犯罪捜査目的以外の18件の鑑定結果により、行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 本件鑑定(分類表番号B【I-1①】11)は、同一被疑者により同一被害者に対して連続して行われた佐賀県迷惑行為防止条例違反事件のうち一つの事件における鑑定であり、略式命令の請求は、他の一連の事件とまとめて行われたもの。略式命令の請求は、あらかじめ、公判が行われない略式手続によることについて異議がないことを被疑者に確認した上で行うものであることから、略式命令の請求が行われた一連の事件において、被疑者が犯人であることに争いはなかったものと認められる。なお、当該他の事件の捜査における犯人性の立証に当たっては、自供、被害者・参考人供述、対象職員以外の職員による現場遺留物のDNA型鑑定結果等が用いられており、また、本件鑑定に係る鑑定資料の再鑑定においても被疑者のDNA型が検出されている。

(第1-3関係) 補足資料14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果(要旨)④

▷ 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)について、その実施目的に応じて分類した上で、対象職員によるDNA型鑑定結果を基にした警察活動等により、下記のような影響が生じていないか、捜査書類等で確認した結果を取りまとめると、次のとおりである。

(捜査への影響)

A-1 「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じていないか。

A-2 「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか

(公判への影響)

B 公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか

(行政上の支障)

C 行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか

	(捜査への影響)		(公判への影響)	(行政上の支障)
	A-1	A-2	B	C
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定(50件)				
① 検挙事件(22件)	影響なし(22件)	—	影響なし(22件)	—
② 捜査中(17件)	影響なし(17件)	影響なし(3件) 影響不明(14件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(14件)	—	—
③ 時効(10件)	影響なし(10件)	影響なし(6件) 影響不明(4件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの(3件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの(1件)	影響なし(10件)	—
④ 事件性なし(1件)	影響なし(1件)	—	—	—
II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定(10件)				
	影響なし(10件)	—	影響なし(10件)	—
III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定(32件)				
① 事件性の判断(12件)	影響なし(12件)	—	—	—
② 身元の確認(20件)	影響なし(20件)	—	—	—
IV 死体の身元を確認するための鑑定(13件)				
	—	—	—	支障なし(13件)
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定(5件)				
	—	—	—	支障なし(5件)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、犯人を特定し、検挙している事件に関するもの】

I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 50件

「犯人を検挙している事件に関する鑑定」が22件、「捜査中の事件に関する鑑定」が17件、「時効が成立している事件に関する鑑定」が10件、「事件性がないものと判断された事案に関する鑑定」が1件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 犯人を検挙している事件に関する鑑定 22件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致している事件の捜査において対象職員が実施したDNA型鑑定が22件確認された。

- ▷ DNA型鑑定結果以外の証拠の有無(証拠あり22件)
 - ・ この22件の鑑定が行われた20の事件については、送致した人物が犯人であることを立証する証拠が対象職員による鑑定結果のみとなっているものは確認されず、被疑者の自供や目撃者の供述、防犯カメラ映像等により、送致した人物が犯人であることを立証していた。
- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり12件、送致なし10件)
 - ・ この22件のうち、12件については検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判に使用されていないことが確認された。なお、このうち1件については、略式命令(※1)の請求に当たり、証拠として提出されていた。(※2)
 - ・ 残りの10件については、検察庁に送致されていないことが確認された。

※1 刑事訴訟法第461条の規定に基づき、簡易裁判所が、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前に、100万円以下の罰金又は科料を科すもの。

※2 本件鑑定(分類表番号B【I-1①】11)は、同一被疑者により同一被害者に対して連続して行われた佐賀県迷惑行為防止条例違反事件のうちの一つの事件における鑑定であり、略式命令の請求は、他の一連の事件とまとめて行われたもの。なお、当該他の事件の捜査における犯人性の立証に当たっては、自供、被害者・参考人供述、対象職員以外の職員による現場遺留物のDNA型鑑定結果等が用いられており、また、本件鑑定に係る鑑定資料の再鑑定においても被疑者のDNA型が検出されている。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - ・ この22件は、対象職員によるDNA型鑑定結果のみで犯人であることを立証している事件はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- ▷ 公判への影響
 - ・ 検察庁に送致された12件はいずれも検察庁において公判に使用されておらず、検察庁に送致されていない10件を含め22件について、公判への影響はないことが確認された。
 - ・ なお、22件のうち1件については、略式命令の請求に当たり、証拠として提出されていたが、略式命令の請求は、あらかじめ、公判が行われない略式手続によることについて異議がないことを被疑者に確認した上で行うものであることから、略式命令の請求が行われた一連の事件において、被疑者が犯人であることに争いはなかったものと認められる。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】①

2 捜査中の事件に関する鑑定 17件

【確認結果】

事件の犯人を特定し、被疑者として検察庁に送致するに至っておらず、捜査中の事件において実施したDNA型鑑定が17件確認された。

▷ DNA型の検出の有無(検出あり3件、検出なし14件)

- ・ この17件のうち、3件についてはDNA型が検出されたが、2件については当該鑑定結果によって被疑者の特定に至っておらず、また、残りの1件についてはDNA型鑑定以外の捜査で既に被疑者の特定に至っていたものであり、対象職員によるDNA型鑑定を基に特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。
- ・ 残りの14件についてはDNA型が検出されなかった。

【捜査への影響】

(「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)

▷ この17件のうち、DNA型が検出された3件については、対象職員によるDNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査は行われておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。また、DNA型が検出されなかった残りの14件についても、DNA型鑑定の結果、DNA型が検出されなかったものなので、DNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査を実施しているものは認められなかった。

(「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)

▷ この17件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて確認した結果は別紙3のとおりであり、この17件のうち3件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

▷ 残りの14件のうち8件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全に排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-2】3、4、7、8、11、12、13、17)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、捜査中の事件に関するもの】②

- ▷ 残りの6件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-2】5、6、10、14、15、16)
- ▷ なお、17件の鑑定が行われた15の事件のうち5の事件(※)については、被害者から被害届が出されておらず、処罰を求める意思も示されていないものや被害届が取り下げられているものであった。
- ※ 捜査への影響が確認されなかった鑑定に関する事件 1事件(分類表番号B【1-2】9)
捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 4事件(分類表番号B【1-2】3、7、12、14、15、16)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】①

3 時効が成立している事件に関する鑑定 10件

【確認結果】

事件の犯人の特定に至らず、時効が成立している事件の捜査において実施したDNA型鑑定が10件確認された。

- ▷ DNA型の検出の有無(検出あり6件、検出なし4件)
 - ・ 10件のうち、対象職員によるDNA型鑑定でDNA型が検出されたものが6件あった。6件のうち、検出されたDNA型に一致する人物の特定に至ったことが確認できたものはなかった。
 - ・ 残りの4件は、DNA型が検出されなかった。

- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり2件、送致なし8件)
 - ・ 10件のうち2件は、当該鑑定を実施した事件の時効に伴い、検察庁に鑑定結果が送致されていることが確認された。
 - ・ 残りの8件は、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

▷ 捜査への影響

(「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響)

- ・ この10件については、対象職員によるDNA型鑑定結果で犯人の特定に至っておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。

(「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響)

- ・ この10件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて確認した結果は別紙4のとおりであり、この10件のうち6件については、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。

- ・ 残りの4件のうち1件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの)については、対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-3②】2)

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、時効が成立している事件に関するもの】②

- ・ 残りの3件のうち2件(対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いが確認されなかったもののうち、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-3②】3、4)
- ・ 残りの1件(対象職員による不適切な取扱いにより、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていたもので、再鑑定を実施していないもの)については、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。(分類表番号B【1-3①】1)
- ・ なお、10件の鑑定が行われた9の事件のうち1の事件(※)については、被害者から被害届が出されておらず、処罰を求める意思も示されていないものであった。

※ 捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった鑑定に関する事件 1事件(分類表番号B【1-3②】3)

▷ 公判への影響

- ・ 10件のうち8件については、検察庁に送致されていないことから、公判への影響はないことが確認された。
- ・ 検察庁に鑑定結果が送致された2件については、時効に伴い送致されたものであり、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【犯人を特定し、検挙するための鑑定のうち、事件性がないものと判断された事案に関するもの】

4 事件性がないものと判断された事案に関する鑑定 1件

【確認結果】

対象職員によるDNA型鑑定以外の捜査等の結果として、事件性がないものと判断された事案において、当該判断以前に実施したDNA型鑑定が1件確認された。

- ▷ DNA型検出の有無(検出あり1件)
 - ・ この1件についてはDNA型が検出されたが、当該DNA型を有する人物の特定に至らず、当該鑑定結果に基づく捜査は実施していないことが確認された。
- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり0件、送致なし1件)
 - ・ この1件は、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - ・ この1件については、対象職員によるDNA型鑑定結果を基に特定の人物に対する捜査は行われておらず、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査への影響はないことが確認された。
- ▷ 公判への影響
 - ・ この1件については、検察庁に鑑定結果が送致されていないことから、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定 【被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定】

II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 10件

【確認結果】

被害者のDNA型を確認することを目的として被害者の口腔内細胞や血液を鑑定資料として行われたDNA型鑑定が8件、犯人でないことが明らかな参考人のDNA型を確認することを目的として参考人の口腔内細胞を鑑定資料として行われたDNA型鑑定が2件確認された。

- ▷ 検察庁への送致の有無(送致あり2件、送致なし8件)
 - ・ 10件のうち2件については、検察庁に鑑定結果が送致されたが、公判には使用されていないことが確認された。
なお、2件はいずれも、被害者のDNA型を鑑定するためのものである。
 - ・ 残りの8件は、検察庁に送致されていないことが確認された。

【捜査・公判への影響】

- ▷ 捜査への影響
 - ・ 対象職員によるDNA型鑑定は、被害者又は参考人のDNA型を確認するために行われたものであり、犯人を特定するためのものではないことから、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- ▷ 公判への影響
 - ・ 検察庁に送致された2件はいずれも検察庁において公判に使用されておらず、検察庁に送致されていない8件を含め10件について、公判への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、事件性を判断するためのもの】

Ⅲ 変死体(犯罪による死亡の疑いのある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 32件

「事件性を判断するためのもの」が12件、「身元の確認を行うためのもの」が20件あり、それぞれの確認結果は次のとおりであった。

1 事件性を判断するためのもの 12件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いのある死体の近くにあった血痕や死体を拭ったガーゼ片、死体から採取した血液についてDNA型鑑定を行い、第三者の関与の有無を確認することにより、死体が犯罪により死亡した事件性のあるものであるかを確認するために行われたDNA型鑑定が12件確認された。

▷ 事件性の判断

- ・ 12件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に事件性を判断しているものではなく、死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断がなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 12件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、いずれも対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的のDNA型鑑定

【変死体の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定のうち、身元の確認を行うためのもの】

2 身元の確認を行うためのもの 20件

【確認結果】

犯罪による死亡の疑いのある死体から採取した血液や爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が20件確認された。

- ▷ 身元の確認
 - ・ 20件の鑑定に関連する死体については、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。
- ▷ 事件性の判断
 - ・ 対象職員によるDNA型鑑定結果以外に死体発見時の現場や死体の状況、解剖結果、遺族からの聞き取り等により総合的に事件性の判断もなされており、事件性のある死体はなかったことが確認された。

【捜査への影響】

- ▷ 20件の鑑定に関連する死体に事件性はなく、対象職員によるDNA型鑑定結果により「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【死体の身元を確認するための鑑定】

IV 死体の身元を確認するための鑑定 13件

【確認結果】

発見状況等から犯罪による死亡の疑いのない死体から採取した爪等についてDNA型鑑定を行い、死体の身元を確認するために行われたDNA型鑑定が13件確認された。

▷ 身元の確認

- ・ 13件の鑑定に関連する死体については、全て身元が確認されているが、対象職員によるDNA型鑑定結果のみを根拠に身元を確認しているものではなく、死体の発見場所、死体の所持品、遺族からの聞き取り等も踏まえ、身元の確認が行われていた。

【捜査への影響】

- ▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【死体の身元確認業務への影響】

- ▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により「死体を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

犯罪捜査目的以外のDNA型鑑定 【行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定】

V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 5件

【確認結果】

行方不明者を発見した際に速やかに身元の確認ができるようにするため、予め行方不明者の親族のDNA型を把握しておくことを目的に行われたDNA型鑑定が5件確認された。

▷ 行方不明者の発見状況

(身元の確認)

- ・ この5件のうち、2件の鑑定に関連する1名の行方不明者は発見されており、対象職員によるDNA型鑑定結果のほか所持品から身元を確認していた。

(届出の取下げ)

- ・ 残りの3件のうち、1件の鑑定に関連する1名の行方不明者の届出は取り下げられていた。

(未発見)

- ・ 残りの2件の鑑定に関連する1名の行方不明者については発見に至っていないことが確認された。
- ・ これら2件については、再鑑定を実施していない(※)が、対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。

(※ 鑑定資料が口腔内細胞であり、全量消費されていたもの2件)

【捜査への影響】

▷ 犯罪捜査を目的とするものではなく、捜査に影響しない。

【行方不明者発見業務への影響】

▷ 身元が確認された1名の行方不明者については、対象職員によるDNA型鑑定結果により「行方不明者を別人と間違えた」といった取扱いは認められなかった。

▷ 対象職員によるDNA型鑑定結果により、行方不明者の身元の確認に支障が生じていないことが確認された。

※ 確認の内容

- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
- 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○ 捜査中の事件に関する鑑定 17件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出あり 3件	再鑑定を実施したもの 1件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致。)	1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件 ○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得ることであるところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	B【1-2】 2
	再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの2件)		2件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	2件 ○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	B【1-2】 1, 9
DNA型 検出なし 14件	再鑑定を実施したもの 8件	再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの	8件 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	8件 ○再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1-2】 3, 4, 7, 8, 11, 12, 13, 17
	再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの6件)		6件 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。	6件 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、 <u>対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(分類表番号A【1-2】3、9、13等)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1-2】 5, 6, 10, 14, 15, 16

※ 確認の内容

- 再鑑定を実施したもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
 - ・ 再鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認
- 再鑑定を実施していないもの
 - ・ 対象職員による鑑定について、鑑定準備から、DNA定量、電気泳動等を経て、鑑定資料の返還に至るまでの各作業が適切に行われているか、DNA型の検出・不検出の結果に問題はないかを確認するため、鑑定機器に保存されていたデータや保管されていた決裁書類、写真等を確認

○時効が成立している事件に関する鑑定 10件

対象職員による鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果	捜査への影響	分類表番号
DNA型 検出あり 6件	再鑑定を実施したもの 2件	再鑑定で、対象職員による鑑定結果よりも検出されたDNA型の座位数が少なかったもの (再鑑定で検出されたDNA型は、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致。)	1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件 ○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定で検出されるDNA型が対象職員による鑑定で検出されたDNA型よりも少なくなることはあり得るところ、再鑑定で検出されたDNA型については、対象職員による鑑定で検出されたDNA型の該当する座位の型と一致しており、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	B【1-3②】 7
	再鑑定を実施したもの 2件	再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの	1件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件 ○鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、再鑑定でDNA型が検出されないことはあり得るところ、確認結果からは、対象職員による鑑定と再鑑定で異なる資料を鑑定したと認められる点はなく、 <u>対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	B【1-3②】 8
	再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの4件)		4件 ○対象職員による鑑定においてDNA型自体は適切に検出されていた。	4件 ○対象職員による鑑定におけるDNA型検出結果に誤りは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。	B【1-3①】 2 B【1-3②】 1, 5, 6

対象職員による 鑑定結果	再鑑定の状況		確認(※)結果		捜査への影響	分類表番号
	再鑑定を実施したもの 1件	再鑑定で、DNA型を検出しなかったもの 1件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いを確認されなかった。 ○再鑑定は適切に実施されていた。	1件	○再鑑定でも対象職員による鑑定結果と同様にDNA型が検出されておらず、また、 <u>対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。</u> ○対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、 <u>対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1-3②】 2
DNA型 検出なし 4件	再鑑定を実施していないもの (鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったもの3件)		○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。	2件	○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いは確認されなかった。 ○対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがある(分類表番号A【1-2】3、9、13等)ことを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、 <u>対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性は排除しきれないため、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1-3②】 3、4
			○対象職員による鑑定において、ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行わずに、鑑定結果をDNA型不検出としていた。	1件	○ヒトDNAが抽出液に含まれているとの結果がDNA定量で出ていたが、その後の検査を行っておらず、 <u>対象職員による鑑定作業は不適切であった。</u> ○対象職員がDNA定量後の検査を行った場合にDNA型を検出できた可能性もあるが、再鑑定を実施してその点を確認することができなかったことから、 <u>対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響が生じていないかについて明らかにならなかった。</u>	B【1-3①】 1

(第2-1 関係) 補足資料15 対象職員による最初の不適切な取扱いの時期

- 佐賀県警察により不適切と判断された対象職員によるDNA型鑑定130件のうち、最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成29年6月に行われたもの(分類表番号A【I-1①】1)であった。
- 特別監察では、不適切な取扱いがあった鑑定として新たに110件を認定したが、このうち最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成28年8月に行われたもの(分類表番号B【I-1①】1)であった。
- したがって、対象職員により最も早い時期に行われた不適切な取扱いは、平成28年8月に行われたもの(分類表番号B【I-1①】1)であった。

(第2-1関係) 補足資料16 分析に当たり把握した事項と本件不適切事案を防止できなかった要因

特別監察における佐賀県警察職員からの聞き取り、対象職員による鑑定の実施状況の確認、対象職員による鑑定に関連する捜査書類等の確認等を通じて把握した事項と本件不適切事案を防止できなかった要因との関係については、下記のとおりである。

1 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制①

把握した事項

- 鑑定資料の検査結果や決裁書類が自己の予想に合致するものとなるように、「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」、「電気泳動の不実施」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 自己の誤りや不十分な検査結果を隠し、「鑑定残余資料の紛失・偽装」、「DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 上司から指摘を受けず、決裁を終えられるような決裁書類となるように、「ワークシートの不適切な記載」、「定量日時等の不適切な変更」、「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 科学捜査研究所のDNA型鑑定を担当する職員には、他の部署等への人事異動は行われていない。
- 本件事案の発覚前には、科学捜査研究所のDNA型鑑定を担当する職員の他県警との人事交流は行われておらず、他県警察における取組や技術に接する機会も限られていた。

要因

①適正な鑑定業務に係る職員の倫理観の欠如

鑑定結果だけでなく手続等も含め、適正な鑑定を実施することが鑑定業務に携わる者の責務であるとの自覚を欠き、適正な鑑定業務に係る職員の倫理観が欠如していた。

②人的課題への組織的な取組の不足

専門的な技能を有する少数の職員で構成される所属において生じ得る閉鎖的な人間関係、硬直的な人事等の弊害への対策に組織的に取り組まれておらず、また、職員の倫理観や管理能力等の向上に必要な機会や情報の提供をはじめとした人材育成に係る取組が不足していた。

1 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制②

把握した事項

- 上司から指摘を受けず、決裁を終えられるような決裁書類となるように、「ワークシートの不適切な記載」、「定量日時等の不適切な変更」、「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」等の不適切な取扱いが行われていた。
- 他の職員による対象職員への業務指導や作業速度を上げるための助言等が行われていた一方で、対象職員は相談しづらさを感じており、また、十分な指導を受けられていないと感じていた。
- 佐賀県警察における再発防止策の策定に当たり、複数チェックにおける業務負担への配慮といった現場の意見が十分に反映されない一方で、その理由について理解・納得を得るための措置が十分に講じられていなかった。

要因

③風通しのよい組織づくりに係る取組の不足

上司と部下がお互いに躊躇せず意思疎通を図ることや、業務の改善に関して建設的に議論することが可能な風通しのよい組織づくりに係る取組が不足していた。

1 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制③

把握した事項

- 対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年～令和6年）、DNA型鑑定の年間の嘱託件数はほぼ横ばいであった。
- 対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年～令和6年）におけるDNA型鑑定の実施体制は6名（令和3年のみ5名）で、ほぼ変化はない。
- 他の証拠により被疑者が特定されている事案等についてDNA型鑑定が嘱託されている場合があった。
- 対象職員は、至急の鑑定嘱託がなされた際にそれまで行っていた鑑定を中断せざるを得ないことを、鑑定の終了までに時間を要する原因の一つとして挙げていた。
- 他の職員からの聞き取りによると、対象職員がDNA型鑑定を行う必要性に疑問を持っていた案件があった。
- 本件事案の発覚前に、DNA型鑑定の取扱い等における業務の合理化・効率化による業務負担の軽減といった取組は行われていなかった。

要因

④多数のDNA型鑑定による業務負担

他の証拠により被疑者が特定されている事件に関するものも含め多数のDNA型鑑定に係る業務負担が、対象職員の作業や、他の職員が丁寧な業務指導や決裁等に割ける時間の確保に影響していた。

2 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足①

把握した事項

○ 「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」や「ワークシートの不適切な記載」といった対象職員の鑑定作業の途中で他者の目が入っていれば、防止又は発見できたと考えられる不適切な取扱いが認められた。

○ 「鑑定残余資料の紛失・偽装」や「鑑定資料の付属品の紛失」といった対象職員が鑑定を行っている間の鑑定資料の保管状況を管理・点検していれば、防止又は発見できたと考えられる不適切な取扱いが認められた。

○ 「ワークシートの不適切な記載」や「ワークシートの未作成」といった鑑定の推移に応じてその都度記載するというワークシート作成に当たっての基本的な留意事項が遵守されていないことによる不適切な取扱いが認められた。

○ 「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」や「別の鑑定資料の電気泳動データの使用」といった電気泳動データのサンプル名を書き換えて行われた不適切な取扱いが認められたが、サンプル名については職員個人で自由に命名できることとされており、不自然なサンプル名の発見やデータの事後検証等が容易に実施できない状態であった。

要因

⑤鑑定作業の各段階におけるチェック不足

鑑定作業の各段階におけるチェックが不足していたことにより、検査時の不適切な取扱いを防ぐことができなかった。

⑥鑑定資料の不適切な管理

鑑定途中の鑑定資料の組織的な管理が不足していたことから、残余資料の紛失が起きることとなり、また、これを隠すための別の資料による偽装が可能な状況となっていた。

⑦事後検証を容易とするためのルールの欠如

ワークシートをいつどのように作成するか、DNA型鑑定機器を使用した際にデータにどのように命名するかといった鑑定作業及び機器使用に係る細かな手順が職員間で統一されておらず、不適切なワークシートが作成されるなどした。

2 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足②

把握した事項

- 鑑定機器のアカウントが全職員共通となっており、誰がいつ使用したかが機器内のログからは検証できない状態であった。
- 鑑定機器の管理者権限が限定されておらず、機器内の時刻設定の変更等が誰でも可能な状態であった。
- 一部の鑑定機器が最新のOSに対応していない機種であった。

- 上司による決裁や鑑定の進捗状況の確認は行われていたが、本件事案の発覚まで、鑑定の各段階で他の職員がチェックを行うといった組織的に鑑定業務を管理する仕組みがなかった。
- 不適切事案を想定した研修が行われていなかった。

- 「鑑定結果の回答漏れ」といった鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制が整備されていれば防止できた不適切な取扱いが認められた。
- 鑑定結果は回答されているが、鑑定嘱託所属から返還の要請があるまで残余資料が返還されていない場合があった。

要因

⑧鑑定資機材に係る管理・整備の不足
情報セキュリティや業務管理の観点から、鑑定資機材に関する必要な措置が講じられていなかった。

⑨不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計の欠如
鑑定作業を実施する職員と鑑定資料の受け付けや返還等を担当する職員を別に配置するなど、不適切事案の防止を念頭においた制度設計が欠けていた。

⑩鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制の不足
鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制が不足していた。

3 幹部による不十分な業務管理

把握した事項

○ 「電気泳動の不適切な実施」といった決裁書類につづられた検査結果を確認することで発見できたと考えられる不適切な取扱いが認められた。

○ 「定量日時等の不適切な変更」、「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」といった鑑定機器に保存されている電子データを使用した不適切な取扱いが認められた。

○ 他の職員が周囲にいない昼休みに対象職員が鑑定機器を使用していることを他の職員は認識しており、実際の機器の使用状況を確認することで、対象職員の行動の不審点や不適切な取扱いを発見できた可能性が認められた。

○ 各鑑定は、担当する各職員が責任をもって実施するものという認識から、鑑定資料の管理、作業台の整理整頓等が個人任せとなっていた結果、「鑑定残余資料の紛失・偽装」や「鑑定資料の付属品の紛失」といった不適切な取扱いが生じていた。

○ 対象職員の鑑定の進捗状況の確認は定期的実施されており、作業速度を上げるための助言等も行われていたが、担当する鑑定数を見直すなど根本的な措置には至っていなかった。

要因

⑪不十分な決裁機能

各検査の整合性等を書類上で確認するに当たって、上司による精査・確認が不十分であったことから、各書類が不適切に作成されたものであることに気付けなかった。

⑫不適切な取扱いを抑止する観点からの電子データの管理不足

検査結果の電子データやDNA型鑑定機器に含まれている電子計算機の使用ログを検証するといったことが定期的に行われておらず、電子データ上で行われる不適切な取扱いを抑止する観点からの管理が不足していた。

⑬整理整頓、業務管理等が不十分な職場環境

鑑定作業中の資料の紛失等を予防する観点からの作業台の整理整頓といった鑑定業務に当たっての環境整備が不十分であり、また、職員の鑑定作業の進捗管理や改善措置についても不十分であった。